

陳 情 書 綴

(陳情第 43 号～第 63 号)

平成 30 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 43号	米国企業の日本進出について……………	1
陳情第 44号	受動喫煙防止対策について……………	3
陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～3項……………	7
陳情第 46号	受動喫煙防止対策についてのうち第1項……………	13
陳情第 47号	放課後施策についてのうち第1項……………	15

(議会運営委員会)

陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21

(総務財政委員会)

陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 49号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	33
陳情第 50号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35
陳情第 51号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分……………	37
陳情第 52号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	43

(市民人権委員会)

陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 49号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	33
陳情第 53号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	49

(健康福祉委員会)

陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第 46号	受動喫煙防止対策についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 50号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35
陳情第 51号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分……………	37
陳情第 52号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	43

陳情第 54号	堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの 推進に関する条例（案）について……………	51
陳情第 55号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	55

（産業環境委員会）

陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 50号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35

（建設委員会）

陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 49号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	33
陳情第 51号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分……………	37
陳情第 52号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	43
陳情第 53号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	49
陳情第 56号	ブロック塀撤去の補助について……………	61
陳情第 57号	公共交通について……………	63

（文教委員会）

陳情第 45号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第 47号	放課後施策についてのうち本委員会所管分……………	15
陳情第 48号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第 49号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	33
陳情第 50号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	35
陳情第 52号	聴覚障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分……………	43
陳情第 55号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	55
陳情第 58号	非常変災時の登下校について……………	65
陳情第 59号	図書館行政について……………	67
陳情第 60号	図書館行政について……………	69
陳情第 61号	放課後施策について……………	71
陳情第 62号	放課後施策について……………	73
陳情第 63号	放課後施策について……………	75

米国企業の日本進出について

陳 情 者 愛知県安城市
一輪のバラの会
代表 加藤 克 助

米配車アプリ大手ウーバー・テクノロジーズ社の日本進出に反対に関する陳情書

陳情の内容

小泉改革の聖域なき構造改革の中に記載されていた、規制緩和の大波が日本のタクシー業界に再度押し寄せています。

米配車アプリ大手ウーバーは国内のタクシー会社と提携協議を開始、ソフトバンクグループ、トヨタ自動車、ソニーなどの業界は、共同出資や出資で、新会社を設立し、AIの需要予測に基づきタクシーの配車効率化を目指しています。

米配車アプリ大手ウーバーの最終目標は米国内で事業展開している、自家用車に乗客を乗せるライドシェアです。

法人タクシー会社は、土地、建物、他、に莫大な投資資金が掛かります、これに対して、米配車アプリのシステムは自家用車を利用する為に、初期投資は少額です、維持費も安価です又働く人は登録時間内で働く事が出来ます。

又収入は低額です、昔のいわゆる横行した白タクをまとめた営業を認めれば、全国のタクシー業界は大打撃を受けます。

タクシー業界で働く約 32 万人（国土交通省、交通政策白書、平成 29 年版）の人々の生活に多大な影響を与えます。

小泉内閣の規制緩和以来運送業界全体は、低賃金、重労働の産業で人不足も深刻です、ここで一番重要な事はタクシー業界が大きな痛手を受ければ、それは日本における中流階級が減少する事です、社会を支える多くの中流階級の人々が減少すれば益々社会保障費が増大します、どのような社会でも規制は必要です、効率化を優先するのではなく、米配車アプリ大手ウーバー・テクノロジーズ社の日本進出に反対の陳情を提出する次第です。

<陳情事項>

1. 米配車アプリ大手ウーバー・テクノロジーズ社の日本進出に反対をする意見書を国に提出する事を求める。

受理年月日 平成 30 年 6 月 11 日

受動喫煙防止対策について

陳 情 者 大阪市中央区

大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会

会長 小林 芳 春

構成団体

大阪府麺類食堂業生活衛生同業組合

大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合

大阪府鮮商生活衛生同業組合

大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合

大阪府中華料理業生活衛生同業組合

大阪府料理業生活衛生同業組合

大阪府社交飲食業生活衛生同業組合

大阪府飲食業生活衛生同業組合

大阪府における受動喫煙防止対策に関する陳情書
～時期尚早の大阪府独自の条例制定に反対します。～

陳情の内容

私たち大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会（以下、「連合会」）は、大阪府下生活衛生8組合により、業界の健全なる発展と大阪食文化育成のため、組織された団体です。これまで、連合会では、宿泊・飲食施設における受動喫煙防止対策を推進するため、事業者の自主的な取組として、『大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン』に則り、店頭への喫煙環境ステッカー貼付活動を中心として、その対策に鋭意取り組んで参りました。今日までの継続した取組により、宿泊・飲食施設における受動喫煙防止対策において、十分な成果を上げることができたと自負いたしております。

国の「健康増進法の一部を改正する法律案」（以下、「法律案」）が、今般の通常国会において、審議されております。国の「法律案」の閣議決定概要を拝見しますと、サービス業を生業とする事業者といたしましては、大変厳しいものであり、必ずしも、満足できる内容ではありませんが、こ

れまで、国会議員の先生方や関係省庁の皆様が、長期にわたり精一杯ご審議された結果であると受け止め、私たち「連合会」といたしましても、国の「法律案」が成立した際には、法令の精神を踏まえ、大阪における受動喫煙防止対策を推進するため、これまでも増して全力で取り組んでいく所存です。

報道によりますと、先日、松井知事は、国の「法律案」とは別に、大阪府における独自の条例を検討するというコメントを出されました。報道を聞き、私たち事業者といたしましては、国会でまだ審議がなされている最中でもあり、愕然といたしました。やっとな、全国統一の規律・法令にて、取組を推進できると思った矢先のことで、私たち「連合会」は、大阪府における独自の条例制定には、断固反対いたします。これまでの国政における長期にわたる議論は何だったのかと、二重の議論を到底理解できるものではありません。国の改正法が施行されてから、その経過や成果を検証してからでも、遅くはないと考えます。

昨今では、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の機運に加えて、日本観光人気の高まりから、大阪への訪日観光客数は大きく増加し、宿泊・飲食施設においても、年間1千万人を超える観光客で賑わっております。舞洲における統合型リゾート構想による今後の展開も、業界にとりましては、明るい材料です。カジノだけではなく、宿泊、会議、娯楽、飲食と、官民一体となった取組で、諸外国や全国各地からのお客様をお迎えできることを切に願っております。ここでも、頓に思うのですが、受動喫煙防止対策の強化は、単一の地域で検討・条例化を進める課題ではなく、広域の全国統一の規律・法令により、対策を進めて行くことが、有効であると考えます。すぐ直前に、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、その方が諸外国からのお客様に対して、混乱なく分かりやすい日本全国共通の規律を示すことが出来ると思われま

す。私たち「連合会」といたしましては、今後、改正法が施行されることを考えますと、率直な所、将来の事業経営に対して大きな不安と懸念を抱かざるをえません。宿泊・飲食施設における売上へのマイナス影響は少なからずあるものと考えております。受動喫煙防止対策は、さまざまな分野の経済活動や市民の生活、勤労者の日常に大きく影響を及ぼすものであることから、お客様と事業者双方の協力と理解があって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となります。大阪府においては、自治体独自のルールを制定するのではなく、全国統一の規律・法令を持って、他都市の手本となるべく受動喫煙防止対策を推進していくことを強く要望いたします。

最後となりますが、貴議会におかれましても、私たち事業者の窮状にもご理解を頂き、業界の実情について、今一層のご配慮を頂きます様、お願い申し上げます。また、大阪府独自の条例制定は、改正法の施行後、その成果や課題を検証してからでも決して遅くはないと考えます。是非とも、貴議会からも、大阪府に対し、全国統一の規律・法令により、大阪での受動喫煙防止対策を推進する機運を高めていくことを、要請して頂きます様、陳情いたします。望まない受動喫煙は、サービス業を生業とする事業者にとりましても、大変重要な課題であることは十分承知しており、

今後も精一杯取組む所存であることを申し添えます。

<陳情事項>

大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会は、全国の各地域それぞれが、独自の条例を制定するのではなく、現在、審議中の「健康増進法の一部を改正する法律案」による全国統一の規律・法令を持って、受動喫煙防止対策を推進していくことを強く要望いたします。独自の条例制定は、「健康増進法の一部を改正する法律案」の施行・検証後であっても遅くはありません。また、貴議会からも、大阪府独自の条例制定は、時期尚早である旨を、貴議会の総意として、大阪府に対し具申して頂きたいをお願い申し上げます。

受理年月日 平成 30 年 6 月 19 日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 高宮 洋子

長川堂 いく子

畠山 久子

滝口 和美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては国に要求すべきは要求し、地方自治体の役割をいかんなく発揮されますことを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 大阪府が行っている中学校のチャレンジテストは、教員と生徒の中に矛盾が広がっていると聞いています。チャレンジテストは受験校を決めるため、行政が統一したテストを行うという違法行為と言わざるを得ません。堺市としてチャレンジテストを行わないよう、大阪府に対して市議会として反対の意見書を上げてください。
2. 議会として「消費税10%への増税は中止にしてください」という意見書を国に上げてください。
3. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は国民の声を聞かず、与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を

書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう、また自衛隊員の人権も尊重する立場でも「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように議会として国に対して意見書をあげてください。

議会運営委員会審査分

4. 「議会だより」を発行し、議会での様子を市民にわかりやすく知らせて下さい。議事録に基づき、提案・議論、各党派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

5. 都市内分権をすすめていくために、市・区民の声を聞き、市や議会とともに市政を考える仕組みが必要です。他市の事例も参考にして、堺市も住民自治が活かせる「住民自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。全国308自治体で施行され、近畿36自治体が施行、大阪府下八尾市・豊中市・岸和田市・大東市などでも実施されています。
6. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の更なる充実を求めます。
7. 今大阪府はIR型（統合リゾート施設）カジノを呼び込もうとしています。カジノはその経済効果試算されていますが、実際は周辺地域経済は顧客の喪失・売り上げ減少のリスクが予想されます。そして経済効果を超える深刻な社会的損失・負の経済効果も指摘されています。府民の不幸を食い物にするカジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大きな誤りです。その上一番深刻なのは「ギャンブル依存症」による生活や家庭破壊が危惧されていることです。特に脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。大阪府にカジノ誘致を断念するよう堺市として要望してください。
8. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく、行政の責任において行って下さい。マニュアル通りの対応や、継続性が必要な書類の対応といった面での不安が聞かれるなど、実地調査や評価におけるデメリットにも目をむけ、真に市民視点に立って進めて下さい。
特に堺市職員は正規の職員を増やし、自治体の責任において経験やスキルを伴った、市民が何でも相談できる職員を増やしてください。図書館窓口や障害のある子どもを持つ親から窓口での対応が不十分（知識がないなど）という声を具体的に聞いています。
9. 「堺市職員の女性活躍推進プラン」の実行については市の管理職に占める女性の割合が平成30年度までの目標を4月1日時点で上回ったことは評価すべきと考えます。しかし平成29年度改定の「第4期さかい男女共同参画プラン」における市の管理職の女性比率が平成33年度までに「15%という数値目標はかなり低い目標であり、女性職員の管理職昇任への不安の解消のための取り組みを強化することなどで、数値目標をあげる努力をして下さい。

また市職員の入職にあたって男女の採用比率について明らかにして下さい。

10. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じての組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、行事への参加など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として自衛隊法に基づいての募集を委任されているということですが、「広報さかい」は堺の行政と市民をつなぐものだと考えます。「広報さかい」での自衛隊の募集はやめて下さい。
11. 堺市として「消費税 10% への増税は中止にしてください」と国に要望して下さい。

市民人権委員会審査分

12. 日本は度重なる災害（大阪北部地震・西日本豪雨災害など）で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを最優先で予算化するよう堺市として国に求め、また堺市においても防災に対する予算を増やして下さい。
13. 今の日本は度重なる災害で多くの犠牲者が出ています。オスプレーなどに多額な軍事費を使わず、国の予算は最優先で国民の暮らしを守るため防災や調査・研究費や専門家の配置などを予算化するよう堺市として国に対して要望して下さい。
14. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されていると期待しています。会議を市民が参加しやすい時間になど検討して下さい。
15. 堺市内の自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く、市民が気軽に使うことができません。広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。せめて中学校区に一つの公民館を作る必要があります。また地域会館や自治会館などを使用する場合せめて市が公民館を補完するものとして補助をしてください。地域に開かれた、誰でも気軽に利用できる会館になるようにして下さい。
16. 女性に対するセクハラ行為については、泣き寝入りする女性をつくらないために専門のカウンセラーによる相談窓口を設置し広報して下さい。
17. 核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信した、国連の核禁止条約を批准するよう、堺市としても国に意見書をあげて下さい。また被爆国である日本の被爆の実相を市民や国際的にも知らせてください。
18. 私たちは憲法 9 条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は国民の声を聞かず、与党の力で強引に 9 条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう、また自衛隊員の人権も尊重する立場でも「憲法 9 条」を堅持する立場を示して下さい。改憲は国民投票で決めるべきとの回答

ですが、改憲への道にすすまないように堺市として国に対して態度を明確にしてください。

健康福祉委員会審査分

19. 「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例について」市民に十分な説明のないまま条例提案はしないでください。市民のあらゆる世代に対し自助・互助・共助を押し付けるものであり、公的支援の基準を下げないで、もっと安心して暮らせる老後にしてください。この条例には反対です。
20. 堺市として大阪府に対して国保料金の統一化に反対してください。そのことに対しての堺市での値上げにならないよう予算を投入してください。基金からの繰り入れなどで引き続き保険料を下げてください。
21. 堺市第7期介護保険料（65才～75才未満基準額の人）は月額6,675円となり、現在6,128円と比べると年額で6,560円アップします。この為保険料を払えず、又必要とする介護が利用できなくなるのが実態です。堺市として介護保険料・利用料を引き下げ、保険料・利用料の独自減免制度を国民年金受給者でも安心して暮らせる制度にしてください。
22. 働く女性が増え、保育を必要とする家庭が増え、昨年よりも待機児が増えていると聞いています。これまでの教育・保育内容を堅持し、保護者が子どもを安心して預けられるよう、認可保育園を増やしてください。又、公立保育所が幼保連携型認定こども園に変更されましたが、実際どのようなメリットがありましたか？
23. 働く女性にとって、子どものいのちの安全と健やかな発達を保证するための保育施設については強い関心をもっています。堺市では公立保育所はすべて幼保連携型認定こども園に移行されたうえで、民営化がすすめられています。市民のニーズの質の維持・向上を図るために民間活力を導入するということですが、長期的に保育の質の維持向上を図る上で公立を継続して下さい。また回答では保育士の待遇改善や人員配置さらには研修について実効ある施策が実施されており、市の取り組みが強化されていると評価できます。一方で保育士の3年未満の離職が多いと聞く中で、市では任期付短時間勤務の保育教諭が募集されており、保育士不足の現状があると思われます。保育士が公立・民間を問わず、常勤職員として安心して働き続けられるように身分の保障と待遇の改善を図ってください。
24. 女性の貧困、シングルマザー及び年金の一人暮らしの女性の就労支援については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援についての成果、および「ジョブさかい」のひとり親家庭や「さかい」JOBステーションの「女性のしごとプラザ」における就労支援が実施され成果について数値も示されており、広報等にも支援の取り組みが掲載されていることは喜ばしいことです。しかし、成果は数字的にはまだ低く、実際に支援を必要とするすべての人に行き渡るよう今後も継続され成果が拡大されることを願います。また就労後のアフターケアへ

の取り組みは大変重要です。生活するに見合う待遇になっているか、就労後の経過も見えるようにして下さい。

建設委員会審査分

25. 広い堺市において、堺市の交通の便が悪く、区役所や病院に行く、また買い物など日常生活において、移動が不便という声を聞きます。今まちづくりの視点での交通網が課題になっていますが、堺の中で移動しやすく、用が果たせる交通網の充実を考えてください。

文教委員会審査分

26. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。

- (1) 選択制中学校給食は、実施率が低く、子どもたちにも不評です。思春期の中、子どもたちのお弁当も用意できない、少ない給食を見て申し込みを控えるなど、様々な状況があります。中学校でも小学校と同じ全員喫食を基本とした給食が早期に実現できるよう努力してください。また、中学校給食を早急に就学援助の対象にしてください。堺市として中学校給食の今後の見通しを考え方向を示してください。
- (2) 「のびのびルーム」と「堺っ子くらぶ」の運営は民間事業者へ委託するのではなく、市が責任をもって運営し、子どもの人数に適正な教室数や指導体制になるよう予算も増やしてください。障害児の放課後対策の受け入れ体制に不安をもっている障害児の保護者がいます。ひとりひとりの状況に応じた支援を実施してください。特に指導が求められる指導員の研修も市が実施し、子どもたちの安全が守られるよう考えてください。
- (3) 公立幼稚園は廃止となりましたが、地域の人たちの協力のもと設立され、長い歴史の中で幼児教育が築かれ、地域の宝といえます。未来へ残すためにも3年保育と預かり保育の実施をぜひお願いします。
- (4) 地域にある学校は異常気象での酷暑対策と災害時の避難所になる大事な施設です。小中学校の普通教室だけでなく、特別教室、体育館などすべての学校施設に冷暖房設備を早急に設置してください。
- (5) 昨年度より、小学校3年生から6年生まで、38人学級が実現し、現場からはゆとりが生まれたと嬉しい声を聞いています。しかし授業時数が増え、授業準備等、長時間労働は変わりありません。これからも堺市として努力を続けてください。また、支援学級に通う子どもたちは通常学級で過ごすことも多いので、通常学級の中でカウントし、学級定数に見合ったものとしてください。中学3年生までの学級定数を35人にしてください。
- (6) 小中学校での道徳の教科化には反対と、堺市として国に対して態度を明確にしてくださ

い。様々な意見や考えが自由に出せて、自分の気持ちが大切にされることが憲法に保障されています。ひとつの価値観を教えることになるような道徳の教科書もあり、成績の評価をする教師側も混乱すると思います。

(7) 小学校での英語の教科化には反対と、堺市として国に対して態度を明確にしてください。現在でも授業日数や授業内容が多く、英語の教科化によって教師の研修や準備などの負担が増えます。今必要なのは、日本語を大事にした対話と聞く能力をそだてるための教育ではないでしょうか。

(8) 大阪府が行っている中学校のチャレンジテストは、教員と生徒の中に矛盾が広がっていると聞いています。チャレンジテストは受験校を決めるため、行政が統一したテストを行うという違法行為と言わざるを得ません。堺市としてチャレンジテストを行わないよう、大阪府に対して反対してください。

受理年月日 平成 30 年 8 月 10 日

受動喫煙防止対策について

陳情者 大阪市浪速区
関西たばこ商業協同組合連合会
会長 室 肇
堺市堺区
堺たばこ商業協同組合
理事長 室 肇
富田林市
富田林たばこ商業協同組合
理事長 森 正 憲

受動喫煙防止対策に関する陳情書

陳情の内容

堺市議会におかれましては、日夜、地方行政にご活躍され大きな成果をあげられていることに深甚な敬意を表します。

また、日頃より私どもたばこ商業協同組合の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

受動喫煙防止対策の強化につきまして、条例による過度な規制を導入されぬよう以下のとおり要望いたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国としての統一的なルールが必要との考えから、現在、国において、健康増進法の一部改正による「望まない受動喫煙」防止の強化が検討されております。法案の内容は、たばこを販売する身としては大変厳しいものではありませんが、様々な団体、関係者からヒアリングを実施し、健康、経済、法律等様々な観点から議論を重ねた上で、まとめられた結果であると真摯に受け止めております。今般、大阪府ならびに大阪府が、法案を上回る厳しい独自の条例の制定をめざすとの報道に接し、大変困惑しております。

私どもとしましても望まない受動喫煙を防止すること自体に何ら異を唱えるものではありません

が、今まさに国において統一的なルールが定められようとしている最中、法案の内容では不十分というのは時期尚早ではないかと考えます。

これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙であっても屋外では自由に喫煙できる環境にあります。一方、日本におきましては、屋内屋外で禁煙化、分煙化が進んでいることから諸外国に比べ受動喫煙防止対策が遅れているとは一概には言えません。また、国と地方自治体とでルールが異なることは、市民や事業者、施設管理者、訪日外国人等の混乱を招くことにもなります。

たばこは法律で認められた大人の嗜好品であり、永きに亘り社会に広く定着した文化でもあります。私ども町のたばこ屋は、財政の一端を担っているとの誇りと自負をもって、日々、たばこの販売に励んでまいりました。度重なるたばこ税の増税、屋内外における喫煙規制の強化、高齢化の進展等により、たばこの販売量は減少の一途を辿っております。健康増進法の改正により、更に販売量が大きく減少することは火を見るより明らかであり、大阪府において法令を上回る独自の条例が制定された場合、零細な町のたばこ屋にとっては死活問題となり、到底受け入れることはできません。たばこの悪い面のみを殊更に取り上げて、議論される昨今の風潮は甚だ遺憾です。

貴市議会におかれましては、何卒、私どもの意の有るところをお汲み取りいただき、ご賢察賜わりますようお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 大阪府に対して、独自の条例を制定するのではなく、改正後の法令を広く周知し、社会に浸透させることで、望まない受動喫煙の防止対策を推し進めていくべきである旨、意見具申いただきたく切にお願い申し上げます。

健康福祉委員会審査分

2. 貴市において、独自の受動喫煙防止条例を検討されることがないように切にお願い申し上げます。
3. 我が国における様々な技術革新を踏まえて、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる多様性のある豊かな分煙社会を実現していただきますよう切にお願い申し上げます。

受理年月日 平成 30 年 6 月 15 日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 藤 田 実乃理

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺市の学童保育事業における課題は大きく3つあります。事業者選定方法に関する問題、ルームの大規模化と施設不足の問題、指導員不足とその劣悪な処遇の問題です。

第1に事業者選定方法について。堺市で全てののびのびルームにおいてプロポーザル方式による事業者選定方法が導入され、そこで選定された事業者による運営が始まって約1年半が経ちました。この間、事業者が変更になったルームにおいては主任指導員の度重なる交替等によってこれまで積み重ねられてきた保育が断絶し、子ども達の放課後生活が著しく害されたところもありました。これは3年毎に事業者を選定し直すというプロポーザル方式自体が持つ構造的な問題であり、選定方法の抜本的な見直しによってしか解決しえないものです。公設公営、もしくは利益を求めない公益性の高い団体による継続的な運営に変更すべきです。市場原理の導入は学童保育事業の本質になじみません。

このままいくと来年度には再びプロポーザル方式による事業者選定が行われます。堺市は事業の実施主体として少なくとも、当該制度導入後の各ルームの状況を分析し、その成果と課題を利用者に示さなければなりません。さらに、それを踏まえた選定方法の見直しがもし間に合わないのであれば、次回の選定においては①（継続運営を提案する場合は特に）提案事業者の学童保育事業における実績、②次回選定へ向けた提案事業者の提案内容、③堺市による選定過程を利用者が適切に評価できるだけの十分な情報の3つが公開されなければなりません。具体的には提案事業者のプレゼンテーションや選考委員による提案事業者に対するヒアリングをはじめとした選定委員会の公開が必要です。また利用者等による事後的な検証のためには、当該委員会の議事録の公開も必須です。

第2にルームの大規模化と施設不足について。学童保育事業の利用者は増加の一途をたどっており、200人を超える大規模ルームも複数あるなどそのニーズは大変大きいです。保護者の就労保障

が学童保育事業の大きな目的の一つである以上、施設不足により待機児童を出すことはあってはなりません。また、子ども達が家庭や学校と同じかそれ以上の時間を過ごすのびのびルームの環境は子ども達の成長、人格形成に多大な影響を与えます。1教室に100人近くが詰め込まれる環境では子ども達に十分な成長の機会を与えることは不可能です。さらに、そんな環境では災害時はもとより日常の保育においても安全を確保することは出来ません。最低基準である1支援の単位=40人、子ども1人あたり1.65㎡は必ず守られなければなりません。また、支援の単位ごとの運営も不可欠です。

第3に指導員不足とその劣悪な処遇の問題です。各のびのびルームは恒常的な指導員不足に陥っています。酷いところでは基準の半分以下の指導員配置しかできない日があるルームもあります。指導員不足は子ども達の成長と安全に直結する問題であり、人材の量的・質的確保が事業の中核である学童保育事業において最低基準すら満たしていないというのは致命的です。既に国の補助メニューとしてあるキャリアアップ処遇改善事業を活用することはもちろん、委託料予算における人件費の単価アップを今すぐ実現する必要があります。日々子ども達の成長を見守り、それを促すとともに、家庭や学校生活、のびのびルームでの友達関係などで日々変化する子ども達の心に寄り添い、体調や安全面に配慮する。指導員の仕事には非常に多様かつ高度な専門性が求められます。現在の予算額で、他の職種との競争の中、そのような人材を確保し育てていくことは不可能です。

以上の問題を解決することで、子ども達の将来と保護者の就労環境を守り、堺市が保護者や子ども達にとって、そこに住むことが誇りに思えるような「子育てのまち」になることを願い、以下のことを陳情します。

<陳情事項>

1. 国における指導員配置基準の参酌化の動きに対する意見書の提出について

国では内閣府設置の地方分権改革有識者会議において、学童保育事業における指導員配置基準（支援の単位（概ね40人）ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないというもの）を現在の「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更、もしくは「従うべき基準」を廃止する方向で検討が行われています。

その理由は指導員不足に困っている自治体からの要望とのことです。本来、指導員不足の解消は指導員の処遇改善により行われるべきものです。しかし、基準の緩和、撤廃を求める7市町村のうち、国が用意する2つの指導員処遇改善補助事業（放課後児童支援員等処遇改善事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業）の両方を実施することで処遇改善に努めている市町村はゼロでした。基準の緩和もしくは撤廃により指導員不足を解消するのは本末転倒です。現在の基準は平成26年に策定され、翌平成27年度から適用されてまだ間もないものであり、子どもの命と安全を守るための最低基準として定められたものです。基準を切り下

げ、より大勢の子ども達を、より少なく資格もない指導員で保育出来るようにして、どうして子ども達の命と安全を守ることが出来るのでしょうか。基準の策定以降、今日までの間に、最低基準を切り下げても子ども達の命と安全を守れることが明らかになったというような状況の変化はありません。省令ではむしろ最低基準を超えてより充実した指導員配置をすることが求められています。

また地方分権改革有識者会議には保育関係の専門家はおらず、行政学をはじめとした地方分権の専門家しかいません。指導員配置基準はナショナルミニマムをどう実現するかが議論の核であり、地方分権推進の話とは無関係です。よって内閣府の地方分権有識者会議ではなく、保育の専門家が集まる厚生労働省の審議会等で検討すべきです。

以上より、私たちは堺市議会に対し地方自治法第99条に基づき、「指導員配置基準については従うべき基準を堅持すること」、「指導員配置基準については内閣府の地方分権有識者会議ではなく厚生労働省の専門機関で検討すること」、「指導員不足については処遇改善により解決すること」を内容とした意見書を国会及び関係行政機関に提出することを求めます。同様の内容を求めた署名は全国から20万筆以上集まっており、また埼玉県議会からは平成30年7月6日に「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」が国会及び関係行政機関に提出されています。こういった状況を踏まえ、堺市議会におかれましてもご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

文教委員会審査分

2. 学童保育事業の運営全般について

- (1) 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」を実現するために、堺市の学童保育事業の予算を拡充してください。
- (2) 学童保育事業に関する省令・条例を遵守した上で、入所を希望するすべての子どもを受け入れ、待機児童を作らないでください。
- (3) 利用率（利用日数/6）を加味した定員設定をやめてください。
- (4) 利用制限のある共用教室ではなく、子ども達の健やかな放課後生活の場として、支援の単位ごとに専用教室を確保してください。
- (5) 支援の単位ごとに常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位ごとに運営してください。

3. プロポーザル方式導入後の状況等について

- (1) 私たちは、学童保育事業の現状把握、問題点の洗い出しとその結果に基づいた事業の改善・発展等を目的として、全ての利用者、指導員、運営事業者に対するアンケート調査実施を求めています。昨年度初めて行われたアンケート調査は利用者対象のもののみで、さら

に地域も東区・北区・美原区のみでした。この3つの区が選定された理由を教えてください。

- (2) 平成30年1月に当局が実施した「のびのびルームに関するアンケート調査」について、下記質問の回答項目にある「その他」について記載があった内容を教えてください（質問番号は北区・美原区で実施のアンケート調査のもの。東区で実施のアンケートについても番号は違うが同じ内容のものがあります）。問4「のびのびルームを利用して良い点」、問5「のびのびルームを利用して改善してほしい点」、問7「指導員について良い点」、問8「指導員について改善してほしい点」、問9「指導員に対して特に望むこと」、問10「充実してほしい特別プログラム（イベント）」、問11「のびのびルームに期待していること」、問13「(お子様にお尋ねください) 何を楽しみにのびのびルームにしているか」。
- (3) 上記アンケートのうち問14の自由意見欄に書かれた意見の概要を教えてください。
- (4) アンケート調査や、プロポーザル方式導入後1年以上各ルームの履行確認を行ってきた結果を踏まえ、プロポーザル方式について当局が考える成果と課題を具体的に教えてください。
- (5) プロポーザル方式による委託は3年の複数年契約です。当然その間、賃金上昇や物価上昇が発生すると考えられますが、委託料の提案上限金額はそれらを考慮した金額となっているのか教えてください。また、考慮した金額になっているとしても、その想定を超える賃金・物価上昇が発生すると、人件費が大半を占める学童保育事業は運営が立ち行かなくなる可能性が十分あります。その場合、増額変更が可能なのか教えてください。
- (6) 上記(5)に関連して、委託料の提案上限が賃金・物価上昇を考慮したものであったとしても、募集条件等にはその上昇率が明記されていません。賃金・物価上昇率を明記しなければ、上昇率を低めに見積もった提案事業者が委託金額評価の面で有利になり公平性を担保できないと考えます。また上昇率を低めに見積もった事業者が選定され、委託契約期間中に現実の賃金・物価上昇率が事業者の見積もった上昇率を上回った場合、事業者は物件費（主に教材代など）を削減せざるを得なくなり、子ども達の放課後生活に悪影響が出てしまいます。賃金・物価上昇率を募集条件等に明記してください。
- (7) 当局はこれまでの私たちの陳情に対し「委託費用は総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わない」と答えてきています。さらに、当局に口頭で確認したところ、実際に当初契約通り委託料は満額支払われているとのこと。しかし、現実には多くの日で指導員不足が発生し、業務仕様書及び企画提案書通りの指導員配置がなされていません。必要な指導員が配置されなかった分の委託料は何に使われているのか教えてください。また、それを市民に説明するためにも収支報告書の提出が必要であると考えますが、当局の見解を教えてください。

- (8) 委託料の支払いについて、契約書には「配慮を要する児童の受入等に伴う指導員の追加配置がある場合は、次の表に定める金額に当該月末時点で追加配置されている指導員の人数を乗じた金額を、前項の金額に加算する」とあります。「追加配置されている指導員の人数」とは「月末時点」で必要な配置数（定数）であり、実績や平均ではないという意味だと私たちは考えますが、それでよいか当局の見解を教えてください。
- (9) 他市（守口市）では今年、学童保育事業の事業者選定にあたって堺市同様のプロポーザル方式が導入され、その選定委員会での提案事業者のプレゼンテーション及びヒアリング審査が一般傍聴も可能な公開で行われました。一方堺市では、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則第6条により会議は非公開とされ、提案事業者のプレゼンテーションやヒアリング内容を利用者が知ることはできません。本来、堺市が持つ情報は公開されるのが原則であるにも関わらず、堺市が上記規則によって会議を非公開としているのはどのような法的根拠に基づいているのか教えてください。また、なぜ非公開とする必要があるのか、その理由も併せて教えてください。また、事業者選定過程を知る権利を不当に制約する当該規則は改正し、プレゼンテーション等を公開としてください。
- (10) 上記規則の第7条には「会長は会議録を作成しなければならない」とされています。当該会議録は公開されているのか教えてください。もし公開されていないければその理由も併せて教えてください。
- (11) 上記選定委員会の選定委員についても、その選定過程は不透明で、選定理由は抽象的で不明確です。例えば保護者の代表もいるとのことですが、保護者としてどのような経歴があるのか、のびのびルームの現状を知る現役の保護者であるのかなどを知ることができず、委員の選定が適切であるかを利用者が検証することができません。個人が特定されない範囲で、利用者の検証に耐えうる情報を公開してください。
- (12) 民間企業に委託するのではなく、堺市が直接運営（公設公営）してください。

4. 指導員不足について

- (1) 昨年度について、市内全てののびのびルームおよび堺っ子くらぶにおける延べ開設日数と基本配置指導員が不足していた延べ日数、また、加配指導員が不足していた延べ日数を行政区別に教えてください。
- (2) 指導員不足を解消し、指導員を長期的に安定して雇用するためには指導員に対し生活給を保障することが不可欠です。堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充するとともに、特に国・大阪府のキャリアアップ処遇改善事業の予算を確保し、指導員の処遇を改善してください。
- (3) 平成30年度の当初予算編成過程において、教育委員会によるキャリアアップ処遇改善費用補助の予算要求は財政局長によってゼロ査定とされていますが、その査定理由は「見える

化対象事業一覧表（新規・拡充、重点）」に記載されていません。査定理由を教えてください。

- (4) 上記(3)に関連して、キャリアアップ処遇改善費用補助に代わって、准主任指導員配置の主任指導員配置への見直しが予算化されました。この制度の利用状況（制度利用ルーム名、適用指導員数、予算執行の見込み）を教えてください。
- (5) 配慮を要する子どもに対する指導員加配を充実させてください。

5. 設備について

- (1) ルーム内の設備（クーラー、手洗い、床など）の老朽化が進んでいます。年次計画を立てて整備してください。
- (2) お弁当やおやつ保管用としての冷蔵庫が足りません。各ルームに必要な数を確保してください。また専用教室に置き場が無いルームについては共用教室にも設置してください。
- (3) AEDについては学校に設置されているものを使用することとなっています。しかし、週末をはじめとした休校日には取れない場所に設置されているところもあり、窓ガラスを割って使用するよう学校側から説明されているところもあります。子ども達の命を守るためルーム毎に設置してください。

6. 熱中症対策について

- (1) 今年7月17日には愛知県で校外学習中に小学校1年生の児童が熱中症で死亡する事故が発生しました。気象庁によると堺市における今年7月の最高気温の平均は33.6度と過去の平均より2度も上昇しており、堺市で同様の事故がいつ発生してもおかしくない状況です。子どもを熱中症の危険から守るため指導員を追加配置し、よりきめ細かく子ども達の体調管理が出来るようにしてください。
- (2) 来年度以降も今年のような災害的な酷暑が続く可能性が十分あります。このような状況では外遊びを制限せざるを得ず、特に夏休み中は子ども達の精神的負担が非常に大きくなります。夏期、特に夏休み中は最低基準を超えてより多くのエアコン設置済み教室を確保し、子ども達がいつもより余裕を持って活動できるようにしてください。
- (3) 子どもや指導員の水分補給用スポーツドリンク等の用意や、お茶等を沸かすことが出来る設備の整備を堺市の責任（費用負担も含む）で行ってください。
- (4) 熱中症に対する正しい知識の習得や、その予防、発生時の対応のため、堺市の責任で研修を実施してください。

受理年月日 平成30年8月13日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

子ども医療費の高校卒業(障がい者の子ども)三割を負担障害者日中一時支援事業での幼児死亡、事故国に報告しない。北部地域整備事務所の煙突内部アスベスト除去が「不完全」。市職員がスキルアップにできない。日付を遡った事務処理や、市長公印を後で書類に押印した実態が報道で問題となりました。

堺市の小中学校(ブロック塀)149ヵ所市の安全点検又北部地震6月18日の職員の危機管理。(職員が堺市民50%)委員会電話パニック。ガスが止まり、地域7区、自治会何かわからない。災害時高齢者・障害者に対応が不十分。堺市生活保護を堺市進めている。

生活扶助費 283,931 人	150,634,536 円
住宅扶助費 285,130 人	700,272,455 円
教育扶助費 25,952 人	25,780,336 円
介護扶助費 63,681 人	109,168,696 円

一般の市民・年金生活・2019年度に市民にお金負担第3期行革プログラム(10コあります)。たとえば家庭ゴミの有料化、又(泉北ニュータウン)あかるい会に相談しました。三原台府第1団地知らせない。堺は独立を進めています。市民の声を聞いてもらうために、陳情しました。又子どもが住める町をのぞみます。

現在の障がいのとらえ方は、社会モデルと呼ばれる考え方が基本になっています。

それは、障がい者が、日常生活や社会生活の中で不便を感じるのは、その人に障がいがあるからではなく、不便を生み出しているのは社会の側であり、問題の解決のためには社会が変わらなければならないとする考え方です。

そのため、障がい者とは、障がいがあって、「障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」と定義されています。社会的障壁には、施設や設備といったものだけでなく、慣行や観念といった人々の意識的なものも含まれます。そういった意識が、社会における物や制度を生む原因になっていると考えます。

< 陳情事項 >

議会運営委員会審査分

1. 議員定数については、36人～42人にしてください。南区の議員1人減らします。議員は各区1人減るべきです。税収環境が厳しくなる時代背景の中議員報酬の20%削減を進めてください。
2. 議会や職員は政治的に中立であるべきです。政治的活動の制限を進めてください。(泉北ニュータウンの職員は議員やあかるい会などに説明して、住む人「三原台第1団地説明しない、職員が発言しました」早く政治的に中立な議会をこしらえてください。
3. 政務活動費は公的なものと私的なものに二分して申告を進めてください。

総務財政委員会審査分

4. 南区と泉北ニュータウン再生

泉ヶ丘周辺の市民プール含めた12億3,953万円しかし交通対策は市民の安全・安心を進めてください。職員と職員の泉ヶ丘周辺は市民はお金だけよがります。堺市の市民であるべきです。地域の職員は、公務員の人は三原台の人を住めない進めています。職員の自治会人は堺市の泉北ニュータウン再生は市民が再生を進めてください。泉北は堺市の職員が進めてください。(泉北ニュータウン)三原台地域自治会の公務員の人とニュータウン地域再生室(職員)堺市の行政では、三原台こもん、議員です。住んでる三府(600)家ぞく、ニュータウン地域再生室は出ていけです。40年間も税金払いました。年金生活三原台府営で住む権利があります。だから堺は人権擁護都市に進めてください。

堺の市民は、先に総調和を理念とする市民憲章を制定し、勤労を愛し、教育に力を注ぎ相互扶助と社会秩序を尊重し、市民共同の豊かな泉北ニュータウン再生を進めてください。又堺市職員は政治的な中立を進めてください。公務員と公務員のニュータウンの話し合いはやめてください。近大・大学・病院は田園公園は無料の文章があります。堺市は前にも安井町病院33億円で売りました。300億円です。又原山台プールは平成50年まで東京の事業の契約です。4、5億円もちろん、子どもが払います。泉北ニュータウン再生250,000,000円を定住促進、南区人口を10万人を数めもちろん議員の定数、9人から8人進めて、南区10万人進め市長公室をゴウスタウンに進めて、子育て世代しかし小学校1年生は20人です。市長公室は16人に進めています。(運動会50m3人で走り孫が2位です。勿論運動会はいけなです。自治会か老人が座り爺市長はいかせなこと進めています。)

1件(120円)185万円集め、自治連合負担金98万円、三原台事務局南区と泉北ニュータウン再生に取り組んでください。空き家、空き地の活用、泉北環状線の外周沿線の活用化、若者、高齢者向けなどの団地の多機能型リベノ、泉北NT公的賃貸住宅再生方針集約事業(集約

事業の跡地は、堺市や大阪府や地元住人で検討してください) 三原台第一団地自治会です。

地域のブランド。雇用促進を進めて。学校。病院子育ての街を都市や市街地を衰退させない
ようにしてください。大阪府と堺市泉北街づくりできるようにしてください。

自治会名	所帯数
1丁府営	900
1丁東	60
コーポみはら	45
2丁東	20
3丁B団地	204
3丁AC団地	290
3丁分譲	413
三原台商店街十一会	13
タウンハウス	32
コーポタウン三原台	29
4丁	380
ガーデンハウスエクスタシオン	129
ロイヤルシャトー泉ヶ丘	53
2丁タウンハウス	7
グランアークス泉ヶ丘	80
リバーガーデン泉ヶ丘	8
ヴァローレ三原台	26
サンクスエア三原台	48
ジュネス三原台	25
泉ヶ丘アイプレス	15
パークシティ泉ヶ丘	19
ヴェューイスト泉ヶ丘	12
ウイズグラン泉ヶ丘	15
マスターズステージ泉ヶ丘	270
ラヴェットテラス	19
フラワーガーデン泉ヶ丘	3
	3,205

堺市 990 所帯数ニュータウン室は堺市から出ていけ、あかるいすみよい会 (職員労連) せつ
めいしました。1/3 は府営団地です。田園公園もせつめいしないです。買い物・小学校・幼稚

園にいかないでよろしいらしいです。

市長のせいさくです府営の人住民ではありません。早く市民の府営団地の人にせつめいを進めてください。もちろん議員にせつめいしました。府営団地の住民に対してニュータウン再生の取り組みについて、早くせつめいしてください。

5. 堺市公文書管理のルールを厳格に定めそして、喫緊に行い、市全体として適正化を図っていく必要があります。「指定管理者が管理している公文書について、155件の文書が日付をさかのぼり作成されました。8件は市長公印が押印されていました。市長公印は市長の責任です。(印)は公文書です。市長として今回の公文書管理の問題について責任をとってください。

第15条公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

6. 職員の意識とスキルの向上内部不正への再発防止策としては、全職員が個人情報保護や情報セキュリティに関する。知識や利用能力、感受性、感度を向上させて行く必要がある。

(1) 堺市職員の不祥事について、国勢調査の上下水道局の34歳男性職員と同僚は、酒を飲んで帰宅すると書類を紛失した。紛失は19日未明で、20日に上司に報告をした。職員は、基本的なことができていないです。再発防止に努めてください。

(2) 堺市職員が作成したと思われる事務マニュアルなどの情報がインターネット検索・キャンショ(※)と残された本市職員が自分で開発した選挙システムを自治体や民間企業に対して売り込みの疑いがあるのと違いますか。職員の教育を是非検討してください。

7. 職員期末手当、お手盛り、計算式(夏のボーナス2.125)バブル期に民間並に導入しました。(堺市職員は50%です。)(堺市は物価は高くありません。堺市は0~4才は10万人です。子育て日本一をあげています。しかし、18才医療費3割です。職員の地域手当を10%削減してください。

8. 27年度年22億円です。しかし人件費30億円増やして緊急病院減額してシルバーを減額して早く箱物を進める計画辞めてください。身を切る政策市民に分かり易く説明してください。市民一人当たりの負債額は93万円にも上ります。堺市の借金利子だけでも1日3,362万円になります。30年度は堺市は1,000億円借金増えました。市役所の周りにハコモノを無計画に建築し、又はニュータウンにも借金が急増進めています。市民には他都市に行きなさい。住民に説明をしないすみよい堺(労連職員組合)説明しました。堺市から他の市町村への人口を進めています。40年間住む人、子ども、真面目堺市は出て行け、市民が住める町に進めてください。

屋外プール・カフェ・ジムなどを新設
原山公園再整備運営事業に係る落札者が決定しました

落札価格

4,709,961,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※予定価格 4,710,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

今後の予定

平成 29 年 7 月	仮契約の締結
平成 29 年 9 月	市議会議決後、事業本契約の締結
事業契約締結日～平成 32 年 6 月 30 日	設計・建設
平成 32 年 7 月 1 日	供用開始
～平成 52 年 3 月 31 日	維持管理・運営（20 年間）

平成 29 年 9 月 8 日から平成 52 年 3 月 31 日まで

契約金額

金 4,709,961,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 348,886,000 円）

「泉北ニュータウン駅前再編整備事業」について

～泉ヶ丘駅前周辺の魅力創出と利便性向上に向けて～

2 事業概要

近畿大学医学部等の開設が予定されている泉ヶ丘駅前周辺において、駅へのアクセスとなる歩行者通行環境対策や車両交通対策の設計を実施します。

また、田園公園、三原公園の再整備に向けた基本計画を策定するとともに、一部整備を実施します。

3 平成 30 年度当初予算額 130,358 千円

堺市、新たな財政健全化目標、選定へ堺市、検討進めてください。堺市は、2020 年度までに、基礎的財政収支を黒字化すると目標を見直し、堺市債務残高の割りあいに着目進めてください。社会保障や公共事業必要、経費、税金をすべきです。堺市債務残高、増やして、子ども、が払います。堺市、箱、こしらえ、例えば、堺市市民病院、33 億円売りました。しかし、300 億円又 400 億円ですか？200 億円市民、これから払います。堺市ブランド、4 億 3,000 万円何しない。業界払いました。市民会館、毎年、4 億 2,000 万円赤字です。健康プラザ、4

億 5,000 万円、維持費、政策しています。子ども、障害者、病院に、いけない政策しています。就職、障害者、雇う政策していない。いらぬ堺市政策進めています。

行政改革、プログラム、26 年、29 年、四年間で分かりやすく説明してください。堺市が将来的に市民のサービスの向上を図って、基本的な考え方にプログラム設定してください。堺市は平成 29 年度 320 億円は四年間で平成 56 億円です。平成 29 年は 100 億円プログラムにしてください、だから、人件費は行政改革は無理です、平成 27 年度は 30 億円 28 年いくら出します。平成 29 年は無理な考えですが将来的に 100 億円プログラム組んでください。市民の約束しかし第 3 期行財政改革プログラムは市民の住めない改革です。職員や再任用職員の月額の手当あげます。100 億円プログラム（ゴミ有料）市民のふたん、多い改革進めています。子育ての町を進めてください。市職員の堺職員を 70% 進めてください。

「子ども子育て支援新制度について高い幼児期の教育、保育の一体的な提供、地域の子育て支援の充実する。子ども園の設置を推進するとともに、堺保育所、家庭的保育事業、などの基準により認可を受ければ、新たに制度の対象になります、保育の種類を増やして待機保育の解消をめざしてください。又一時預かる事業、放課後クラブなどもサービスなどのニーズに合ったものを選択できるように支援してください」

近年の保育ニーズの高まりなど、教育・保育施策を取り巻く状況の変化に対応するため、市立幼稚園の再編・廃止にあたっては、既存ストックの有効活用の観点も含め、こども園として転換するなど、今後の方針を早期に検討します。

また、市立こども園については残る 5 か所が民営化対象施設となっていますが、長期的な保育ニーズも踏まえた中で、定員充足率や周辺施設の受け入れ状況等を勘案し、多様な観点から民営化手法や方向性を見直しなどを検討します。

家庭ごみの有料化については、第 3 次堺市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、市民の十分な理解と協力が得られるよう、本市の廃棄物処理の現状や家庭ごみの減量効果などについて情報発信するとともに、有料化の導入時期や手法について検討を進め、早期の導入を図ります。

天下りは多く。将来的に子どもが負担していつ行政改革をします。いつも行政はわからない答えです。堺市陳情は真面目な年金生活、（生活保護は行政改革しないで、）堺市は箱モノ建設を行わず、箱モノの維持費がかからないような行政改革をしてくださいお願いいたします。

9. 堺市は市職員の働き方改革を進めてください。

高度プロフェッショナル制度は「裁量労働制」仕事の仕方を労働者の裁量に委ねる必要がある業務が対象で、使用者が出退勤時間などについて具体的な指示しない働き方です。堺市は子育て言っています。なぜか、26 日 1 ヶ月働く時間 6 時間にします。又同一労働・同一賃金もします。職員も長時間労働の抑制、仕事と生活の調和の角度で労働法制を見直すことが、働き方改革堺市の市民も職員を進めてください。

秘書課は職員は 720 時間 45 人時間外勤務しています。

4 月 6 日	17 : 45 ~ 20 : 30
4 月 22 日	17 : 45 ~ 0 : 15
4 月 23 日	9 : 15 ~ 16 : 30
4 月 29 日	6 : 30 ~ 22 : 45
5 月 1 日	6 : 45 ~ 19 : 45
6 月 6 日	17 : 45 ~ 22 : 00
6 月 19 日	6 : 45 ~ 17 : 45
7 月 27 日	17 : 45 ~ 21 : 45
8 月 29 日	6 : 00 ~ 9 : 00 20 : 00 ~ 23 : 45
11 月 20 日	7 : 00 ~ 19 : 45
11 月 23 日	7 : 15 ~ 21 : 00
12 月 2 日	17 : 45 ~ 20 : 15
12 月 9 日	17 : 45 ~ 22 : 45
12 月 19 日	17 : 15 ~ 20 : 30
1 月 7 日	7 : 15 ~ 22 : 00
1 月 8 日	9 : 00 ~ 21 : 00
1 月 17 日	17 : 45 ~ 21 : 15

堺市時間外手当、100 時間、予算組まない政策してください。職員、子育て町です。手当すくなく、組んで、正しい。労働進めてください。

市民人権委員会審査分

10. 昨年度に台風 21 号の影響で JR 浅香駅および周辺の住民が浸水する被害が発生など、雨水を狭間川や西除川に流す雨水管の構造を改善しなかった。行政は各区に災害時の、時の総合的相談窓口設置を早急に進めてください。三原台府営団地の田園公園、三原公園、三原台小学校にいけなくなります。

「大川小学校で 14 億円市に賠償を高裁所です」三原台府営団地第一避難場所は無くなります。又自身・津波災害に対しては、家屋の耐震改修や家具の転倒防止をはじめ、津波からの避難ルートや避難場所の確認又は河川氾濫や土砂災害に対しては、防災避難場所マップを市民に知らせてください。

11. 区民評議会は委員の公平な選定を進めてください。

市民が参加できるような評議会の実施をおねがいします。

12. すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設をめざしてきた。また、私たち堺市民は、先に総調和を理念とする市民憲章を制定し、勤労を愛し、教育に力を注ぎ、相互扶助と社会秩序を尊重し市民共同の差別のない、豊かなまちづくりをめざしてきた。しかし、現実の社会は、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、特に、日本国憲法にうたわれた思想・信条・性別・社会的身分等における人間皆平等が軽視されがちであるばかりか、部落差別などにみられる人権侵害の事象もあとを絶たない。市民とともに希求した国際人権規約の条約批准を契機に、改めて基本的人権の尊厳を認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、生涯学習と人権推進と平和と人権に関する施策を進めてください。

堺市障害者施設で、職員が、子どもたちに、職員宅の犬小屋掃除をさせていた件で、職員は、「子どもが来たいと言ったので家に連れ込んだ。人の家に来たら片付けるのは当然!虐待ではない」といった事に対し、飲んだもの、食べたものに対しての手伝いはあっても、犬小屋掃除は、動物の世話は、飼い主の責任であるため、児童に要求するものではない。

人権施策人権教育「人権の各課題別に取り組む施策」「真剣の意識の向上を図る施策」「人権擁護を図る施策」「国際平和への貢献を図る施策」

安全安心の町づくりを推進してください。

20世紀は数多くの戦争・紛争が起こり、日本を含め世界中で多くの人々の生命が奪われ、その権利や自由が侵されました。

堺のまちにおいても、堺大空襲による壊滅的な被害を受け、多くの生命や財産を失いました。その後、市民の不断の努力で復興を果たし、現在まで着実な発展を遂げてきました。

世界中の人々すべての願いは、尊厳ある生命を全うすることのできる社会の実現です。その生命を大量に奪い、傷つける戦争は、最大の人権侵害であると言えます。

私たちは、この反省に立ち、恒久平和や基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法を制定するとともに、国際連合では、世界の人々が守るべき基準として世界人権宣言を採択しました。

この世界人権宣言を基準として、国際的、国内的に社会制度の整備が進められ、人権の確立された平和な社会づくりをめざして努力が積み重ねられてきました。

しかしながら、平和と人権の世紀と期待された21世紀においても、今なお世界では、戦争や紛争、自然災害等により、飢餓や貧困など、多くの人々の生命が脅かされ、人権が侵害されている状況が続いています。

今日、平和とは、戦争や紛争がない状態だけを言うのではなく、人が本来享受すべき基本的な権利や自由を実現することが妨げられない状態と考えられています。

私たちは、一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きているこ

とを認識し、平和、人権、環境などの地球的課題について日々の生活の中で考え、自分にできる身近なことから取り組む地球市民としての自覚を持って行動することが大切です。

堺市は平和と人権を確立された社会を（女性・障害者）、又貧困など人々の生命が脅かされる堺市です。早く人権の確立を進めてください。

セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー等女性に対する身体的、経済的、性的、精神的暴力も社会問題となっています。

すべての人々が身近な地域で自分らしく暮らすことができるよう、社会に存在するさまざまな壁（バリア）を取り除く必要があります。

道路や建築物等の「物理的バリア」、障害を理由に機会が制限される「制度的バリア」、文化に接する機会や必要な情報が届かない「文化・情報のバリア」、障害に対する正しい理解と認識の不足から生まれる「意識上のバリア」等があります。このような、バリアをなくしていくことをバリアフリーと言います。

健康福祉委員会審査分

13. 堺市、障害者雇用状況進めてください。堺市は、学校関係建物あります。障害者、雇わない政策進めています。支援学校生徒に、建物仕事しない政策しています。障害者、面接、しないです。ハローワーク、進めていきました。面接来ない。10日、すぎて、雇用しないです。差別発言しました。堺市雇用状況。障害者、いれない政策しています。早く障害者を雇用する政策してください。お願いします。
14. (1) 大阪府に健康保険に変わりました。保険の費用負担について市民に知らせてください。
(2) 全国一律に提供されて介護サービスの堺市は独自の介護事業を始めてください。
15. (1) 堺市介護予防と在宅介護復帰への現状を市民に知らせ、取組みを進めてください。在宅復帰の試みと苦悩への在宅支援、在宅復帰支援のためのクリカルパスの活用又介護老人保健施設在宅復帰支援強化の取組み進めてください。2018年4月から介護保険の見直しがあります。堺市現行の介護保険制度の維持、充実を求めるように進めてください。
(2) 2005年度国民健康保険料引き上げ28億8,000万円です。障がい者給付金・難病見舞金廃止8億5,000万円又財政健全化48億だから政令都市並みに一般会計からの繰り入れを進めてください。又保険料は政令市では順位を市民に知らせてください。障がい者、高齢者、難病の方がいきやすくなるために、給付金、見舞金の引き上げ、手厚い保障を進めてください。
16. 生活保護受給者の自立を進めてください。申請同行で生保が受給できました（女性70歳）私が仕事をして引きこもりの40才の息子と二人で暮らしてきました。高齢のため退職。生活が苦しくなり、市役所に相談に行ったら「息子がいるから」と追い返されました。そのとき家

に入ったビラを見て相談。一緒に市役所に行ってもらい、生活保護申請ができ、受給する事ができました。本当に助かりました。扶助費 47,102,840,741 円経費いります。66 万人扶助です。年金生活の人が支払います。堺市子育てを住めない町です。

17. 障害者のグループホームへの生活支援を進めてください。

18. 堺市職員がことし 2 月自宅で長男の小学校 3 年（9 才）の腹に暴力を加えました。8 月 3 日検察庁に送られました。2016 年障害者日中一時支援事業で幼児の死亡事故ありました。職員は国に 1 年間報告しないでよいらしいです。堺は児童虐待の再発防止を進めてください。

（職員に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

産業環境委員会審査分

19. 農業者の高齢化・自由貿易の進展など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。堺農業を支える担い手の育成は堺市どうしていますか。市民のくらしに農業を活を進めてください。又農業作業中の事故で亡くなる人 350 人にも及びます。建設業の 2 倍です。交通事故の 5 倍です。農機の操作中に起きる死亡事故が非常に多いです。堺市未然に防ぐために、安全確保についての施策を十分に行ってください。

建設委員会審査分

20. 堺市はスマートプランニングを活用した町づくりについて市民に知らせてください。

21. 所有者不明の土地が増えています。放置状態の土地利用を問題は重要な問題です。問題の解決を求めます。

22. 街づくりは、地域の実情に配慮した対応をしていくよう求めます。具体的に、工事請負業者にダンプカー等の交通遵守はもちろん、当該工事車両であることの表示や車両通行の分散化などの対応を求めてください。

工事車両の増加によって当該地域だけでなく、近隣地域にも影響が及び、特にダンプカーなどの大型車両が集中する地域があり住民生活が脅かされている。地域への早い工事情報の提供と工事車両の分散化を強く求める。

23. 上下水道発注工事の不適正な施行を防止する堺市の今後の方針を市民に知らせてください。

文教委員会審査分

24. 人、物、情報が国境を越えて頻繁に流通する変化の激しい社会にあっては、学校で育む子ども

もたちの能力についてもたえず問い直す必要があります。学力についても、社会の変化に柔軟に対応し、生き抜く力を身に付けられるよう、基礎的・基本的な知識や技能とともに、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲を含めた「総合的な学力」を育むことが必要であると考えています。「総合的な学力」を育む施策を実施して下さい。

堺市では、全国学力・学習状況調査や堺市「子どもがのびる」学びの診断の分析結果から、学力と関係が深いと考えられる7つの生活習慣として、“早寝・早起き”“朝ごはんを毎日食べる”“本を読む時間をつくる”等「7つのやくそく」を推奨し、学校と家庭が連携して取組を進めている。この取組を進めるためには、子どもに一番身近な大人である親の存在が大きい。

子どもにこのような生活習慣を身につけさせるためには、まず親が実行し、子どもの手本となる必要がある。そうしたことに取り組むことができにくい親自身の意識・行動・姿勢の変容が求められるため、生活状況等への理解を深めながら親自身を支援していくことが課題である。

ほとんどの親は一生懸命子育てに努めているが、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、周りに子育ての相談をできる人が少なくなりつつあり、不安や行き詰まり感、孤立感が高まり、悩んでいる親も多くいると思われる。それは、一見悩みがあるとは思われない教育熱心、子育てに熱心な親でも同様であるといえよう。

こういった状況の中、親にどのような心の支援をしていけるかが課題である。

社会の都市化・情報化への流れの中で、いろいろなものが淘汰されていき、現在では昔のようなコミュニティが失われつつある。「地域の大人に叱られたことがある」あるいは「地域の大人と遊んだことがある」という経験を持つ子どもが少なく、また、積極的に近所の子どもに声をかける、あるいは注意をする大人も少ない。

このような背景には、地域住民が個人や家庭の意向やプライバシーに配慮することで、家庭に関わりにくくなっている現状がある。そのため、地域とのつながりや地域での居場所を求めているにもかかわらず、その手段がわからないような親や、それとは逆に自分や家庭の都合で、地域の活動や地域とのつながりを親自らが避けるような状況もある。

地域において、中心的に親支援をしてくれるような人材を見つける、あるいは育てていくことも非常に大切なことである。そのような人物が地域にいてこそ、親と地域あるいは子どもと地域のつながりをつくるような活動が広がっていくと考えられるからである。

25. 児童や生徒の暴力行為の対策して下さい。

また、小中学校がいじめが原因で過去にも、石津川で亡くなっています。教育的指導を怠っていると、責任をとって欲しいと市民は思っています。

さらに、児童が児童を乾燥機に回したり、根性焼きなどと言って、タバコの火がついている部分を身体に押し付けてやけどをさせたり、高校生が、公園で刃物で刺されたり。

狭い通路を通っている時に、狭いからと言って、障がい者を足で蹴るなどの暴行行為や高齢者をいじめたり、中学校、人した者が、幼女を吊り下げたずらをするなど、市民には理解できない行動が見受けられます。地域の安全パトロールの強化を図ってください。いじめを受けた児童のケアの充実を進めて下さい。

26. 堺市立中学校において、運動場が陥没するという事故が発生し、2名の生徒が負傷する結果となりました。負傷した生徒の病院での早急な受診を行っていませんでした。学校園において事件・事故が発生した場合、現場・今回の事故では、策定されたマニュアルが守られて教職員に徹底されていない事態が判明しました。災害防止のためには、事故や災害の発生が予測され、大阪府北部の地震では、大阪高槻の小学校で登校中の女子児童が倒れたブロック塀の下敷きとなり死亡しました。文部科学省が教育委員などを通じて、ブロック塀が公立の幼稚園から高校1万4,692校を調査した結果、法律が定めた高さや形状を満たしていない塀が見つかったところ全体の69.3%にあたる1万1,86校にのぼりました。大阪府962校(71.2%)堺市は応急な安全対策を進めてください。(兵庫ではすべての学校は完了しました。)堺市設置基準見直しも放置しないです。堺市これまでの地震でもブロック塀が倒れて被害が出ているが、堺市は通学児童の安全な対策を進めてください。

27. 堺市の学校で「パワハラ」がありました。教育長が議会であやまりました。自由が教育、に進めてください。パワハラの前発防止策を行ってください。

受理年月日 平成30年8月13日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長代理 長 澤 加代子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。

市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 政府は「カジノ誘致で観光の地域振興」とうたっています。しかし、すでに「ギャンブル大国」といわれる日本では、カジノ誘致でさらにギャンブル依存症が増える危険性があります。青少年への影響も心配です。堺市として、カジノ誘致反対を大阪府に表明してください。

市民人権委員会審査分

2. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるようお願いいたします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いいたします。特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いいたします。日本政府に「核兵器禁止条約」に署名するよう、強く働きかけて下さい。
3. マイナンバーカードを持たない市民が利用できる証明書自動交付機の廃止は大変困ります。各区役所設置の証明書自動交付機の廃止は絶対しないでください。

建設委員会審査分

4. 学校通学路だけでなく、生活道路のブロック塀の撤去・改修にも補助金を出してください。
国からの補助金も出るように国に要望してください。

文教委員会審査分

5. 小・中学校の学校施設（教室・体育館）への空調（冷房）設置を早期に実施してください。
6. 南図書館梅分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同じにしてください。

受理年月日 平成 30 年 8 月 9 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
代表 奥野昭文
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手、中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達、民主商工会（民商）は、堺市内で営業し、暮らす中小零細業者が加盟する業者団体です。堺市では堺北、東、南、美原狭山と4つの事務所を持ち、約1,600名の会員が所属しています。

私達は小企業政策の根本的転換、家族経営の正当な評価を求め、活動しています。

中小零細業者の減少は堺市の地域、経済、市民の交流の土台を崩す事につながる為、堺市を健全に発展させるという観点に立ち、以下の要望をさせていただきます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. IR（カジノを含む統合型リゾート）の大阪への誘致は、堺市民にもギャンブル依存症の被害が広がる事が目に見えているため、市として反対する事。
2. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事、未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。
3. 全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や義務に活かせるように教育を行う事。

4. 地元建設業者の支援策として小規模工事希望者登録制度を創設する事。
5. 小企業の多くが価格に転嫁できていない、消費税の10%への増税は、倒産廃業の連鎖を引き起こし、堺市の経済に深刻な影響が出る事から、市として反対する事。
6. 所得税法56条は、事業専従者の経済的自立性を侵害する法律である事から、国へ廃止を訴えかける事。

健康福祉委員会審査分

7. 国民健康保険の管理を広域化から、再び市へ戻すように働きかける事、国民健康保険料を更に引き下げる事。
8. 国民皆保険制度を侵さないという観点から、経済的に困窮状態にある市民へは、積極的に減免や、換価の猶予の申請をすすめる事、当然、資格証明書、短期保険証の発行は行わない事。
9. 地域包括ケアシステムの推進や制定は、市民に努力を強制し、自立、助け合い、持続可能ななどの美辞麗句の下、自治体としての責務を曖昧にし、本来出来たはずの自治体としての努力が霧散する事から、行わない事。
10. 子育て日本一のまちを本当の意味で実現する為、労働環境改善の為、保育所を完全に無償化する事。

産業環境委員会審査分

11. 小規模企業振興基本法に則り、国、自治体、大企業の社会的責任を明確にした、小規模企業振興基本条例を制定する事。
12. 家族経営の経営環境改善と事業承継を促進する為、ものづくり補助金の創設や固定資産税の減免など、政策を実施する事。
13. 小売、サービス業対策として、各区の消費者意識調査を実施し、それを元に対策を立案する事。
14. 野放図な出退店で地域経済を破壊する大店舗、大型モールをこれ以上堺市に増やさない事。
15. 地元建設業者の支援策として住宅リフォーム助成制度を創設する事。

文教委員会審査分

16. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事。

受理年月日 平成30年8月8日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区
泉ヶ丘プール地を残す有志の会
代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部及び附属病院の移転について

陳情の内容

近畿大学医学部及び附属病院（近大病院）の二次医療圏を越えての移転については、平成 24 年 4 月 17 日に近畿大学から大阪府に相談があり、平成 25 年 7 月 22 日に大阪府及び近畿大学から堺市に府営三原台第 1 住宅跡地と、それに続く田園公園（都市公園）を病院用地に利用する事の打診がなされました。

この時、近畿大学は堺市に「本当は 17 ヘクタール（田園公園全部）欲しいところ」「施設計画については、府営住宅の土地とプール地部分だけでは十分ではないので、一部田園公園を加えた案で検討中」との意向を明らかにしています。堺市は、この打合せで既に「堺市にとっても良い話である」「泉ヶ丘プールは老朽化が進んでいることから、大学の移転の時期に併せて施設変更していきたい」と返答しています。本来ならば全国初の都市公園の売却を伴う近大病院の移転に対して、少しは難色を示すべき内容であるにも関わらず、その場で即答している堺市の姿勢は理解し難いものです。

この近大病院の移転に対しては、移転先である田園公園周辺住民の住環境への影響が余りにも大きいことから、都市公園を病院用地から除くよう幾度も堺市議会及び堺市当局にお願いをしてまいりました。

しかし、地域住民の声は無視されたまま、全国初の都市公園の売却及び公園地への高層の病院・病棟等の施設の配置計画が当初予定どおり一方的に進められています。

堺市・近畿大学主催の地域住民対象の説明会にて「泉ヶ丘駅前のビックバン周辺の大阪府所有の土地に病院・病棟を建設し、大学（キャンパス）は府営団地跡地に配置することにより、プール跡地含む田園公園は都市公園として残して欲しい」という住民の声に対し、近大担当者は「駅前ビッ

グバン後背地は土地に高低差がある。土地整備に莫大な費用がかかる。経済的に収支が合わない」と回答しています。地域住民の生活環境を犠牲にし、近畿大学の学校経営を優先させ、何が何でも近大病院誘致の為に都市公園売却を実行しようとする堺市に対し、私達地域住民は大きな憤りと行政に対する不信感を募らせています。

加えて、この度の近大病院の移転計画は、常識では考えられない大病院の二次医療圏を越えての移転でもあります。私達は近大病院の二次医療圏を越えての移転について、医療行政上の公平性という観点から今日まで幾度も問題提起を行ってきました。

大阪府は、平成30年7月23日の南河内保健・病床懇話会において、「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画（素案）」を提示し「医学部併設の特例」を適用し近大病院の移転計画を進めていく事を明らかにしています。しかし、医学部（医育機関）と附属病院の「同時移転」という特異な事例において、二次医療圏を越える事の不可避性が無いまま近大病院の移転が許可された場合、医療行政の公平性という観点から大きな問題が生じるのは明らかです。

また、この度の近大病院の二次医療圏を越えた移転については、三者協定締結に至る大阪府・堺市・近畿大学等の事前協議の内容からも、公園周辺住民に事前説明が全くなされないまま都市公園の売却が決定され三者協定が締結された事は明らかです。

全てが「近大病院移転ありき」で進められ、理屈を後から付けているといった近大病院移転計画は、住民を完全に無視した独善的な施策としか言いようがありません。

未だ二次医療圏を越える事について大阪府と厚生労働省との間で結論が出ていない現状において、堺市が都市計画変更やそれに先立つ公聴会等を計画し施策を推進しようとしています。それ自体、地方行政のあり方として理解出来るものではありません。

結果として、住民に事前に説明される事無く施策が決定され都市公園の売却が確定された場合や、医療法等の趣旨に反する近大病院の二次医療圏を越えての移転が決定された場合、私達は司法の判断を仰がざるを得ないと考えています。

どうか市議会におかれましては「近大病院移転ありき」では無く、市民に奉仕する行政の基本に立ち返り、近大病院の移転計画が見直されますよう真摯な論議をお願い申し上げますと共に、下記具体的内容に対し明確な回答を求めます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 平成26年7月に近大病院の大阪狭山市から堺市への移転が、大阪府・堺市・近畿大学の三者において「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定」が締結されていますが、どの特例を適用するか決定されたのが平成30年7月です。

残念ながら、堺市から地域住民に対して都市公園の売却を含む近大病院の移転計画について

説明会が開催されたのは、三者協定締結後の平成 29 年 8 月です。

全てが「近大病院移転ありき」で計画が進められ、理屈は後から付いて来るといった今回の計画は余りにも市民（住民）を無視した計画としか言えません。

一般常識では不可能な事がまかり通る背景に、住民からは「近畿大学の前理事長であり、現校友会名誉会長である世耕経済産業大臣の影響があるのでは？」という声が聞かれます。少なくとも近畿大学が二次医療圏を越える事について、大阪府に相談に行った平成 24 年 4 月時点での近畿大学理事長は、現在経済産業大臣である世耕弘成氏であった事は確かです。「近大病院移転ありき」で地域住民を完全に無視をした計画が強引に進められています。住民（市民）の理解を得られる計画に変更を求めます。

2. 大阪府が平成 30 年 7 月 23 日の南河内医療・病床懇話会で明らかにした「近畿大学医学部移転に伴う医学部附属病院再編計画（素案）」は、「医学部併設の特例」を適用するために出されたものですが、「敷地の制約や診療制限が必要となることから、現地建替えは不可能と判断した」という近畿大学の言い分のみが記載されています。

ただ、この「現地建替えは不可能」という事については、近大病院関係者の発言や大阪狭山市長の発言からも大きな矛盾が生じていると共に、一時は大阪狭山の地で建替える決定がなされていた事は明白です。また、この「素案」には、「医学部と併設した病院を設置」の項に「医学部を置く堺市二次医療圏外の」との記載がありますが、これでは医学部が堺市に既にあるような誤解を与えます。読む者（厚生労働省？）にあたかも既に堺市に医学部がある為、「医学部併設の特例」の適用に該当するような錯覚を生む記述がなされています。

併せて、医療行政上、病床誘導の基準となる「基準病床数」や現在の需要動向を反映した「既存病床数」の記載がなされていません。予測に基づいた最大値ともいえる「必要病床数」のみが記載されているのは公平性を欠いています。

もしも大阪府が「特例」を使って 800 床を安易に基準病床数に上乘せした場合、全国一律の基準で算出されている「基準病床数」への信頼が大きく崩れてしまいます。

また、この「再編計画（素案）」の資料で、「教育・健幸コア」という言葉を使い、いかに「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」に沿ったものかという記載がありますが、活性化ビジョンの改訂版は、近大病院移転が決定された以降、平成 27 年 1 月に作成されており、近大病院の移転に沿うように改訂されたものです。

平成 23 年 3 月に作成された「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」には、「教育・健幸コア」の記載はありません。それどころか平成 23 年版には、「駅前地域には泉ヶ丘プールを併設した田園公園や大進公園等が立地し、さらに泉ヶ丘緑道につながっています。こうした眺める“みどり”、憩う“みどり”、遊ぶ“みどり”の存在は、他の駅前地域では望めない優れた特徴となっています。」と“みどり”の大切さが強調されています。

確かに、方向性として大学キャンパス等の誘致を進めていくべきとされていますが、あくまで周辺の公園・緑地を活かし、誰もがゆったりと自然を楽しめるような取り組みを前提としたもので、都市公園の売却は地域活性化ビジョン（初版）の趣旨に反するものです。

堺市と市民との約束ともいえる「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン（初版）」との整合性をどのように理解しているのか見解を明らかにして頂くと共に、堺市として大阪府には正確性を欠いた表現をしないよう申し入れるべきです。

健康福祉委員会審査分

3. 医療法に基づく第7次大阪府医療計画（医療計画）の「既存病床数が基準病床数を越える地域では、病院及び有床診療所の開設、増床等は原則できません」という基本方針から逸脱するものです。

併せて、南河内医療圏唯一の三次救急医療機関と災害拠点病院が無くなる事から、これらの機能を二次医療圏毎に1か所以上設置する事を目標としてきた大阪府医療計画との整合性が全くありません。また、堺市では800もの病床が一気に増える事から、平成30年8月1日の堺市医療・病床部会でも「今までの地域医療構想の論議が無駄であった」旨の発言が出されました。大阪府地域医療構想との整合性もありません。

特に、南河内医療圏唯一の三次救急医療機関の移転については、南河内地域の救急救命率が低下する事から「命の問題」という声も聞かれます。近畿大学の現狭山病院と移転先の堺市泉ヶ丘地区は「車で10分と近いから問題ない」という近畿大学統括院長の発言は余りにも無責任です。（平成29年度第2回堺市保健医療協議会会議録）

また、近大病院は泉ヶ丘移転後に災害拠点病院の申請を行うとしています。住宅や商業施設が密集すると共に、病院予定地に隣接して保育所、幼稚園、小・中・高校のある移転予定地で、大型ヘリコプターの発着訓練が行われる事が懸念されます。住民説明会にて堺市は「大阪府等からの要請があれば発着訓練はせざるを得ない」との理解し難い発言が有り、地域住民の不安は増すばかりです。

併せて、感染症流行時に多くの患者が収容される事からも、住宅地・学校・商業施設が密集する地区への新たな基幹病院の移転は、地域住民に大きな不安を与えています。従来から指摘がある「大型ヘリコプターの発着訓練」の危険性と併せ、住宅密集地での感染症拡大について堺市の見解を明確にして頂きたい。

4. 堺市二次医療圏と南河内二次医療圏の格差が著しく増大します。

堺市では三次救急医療機関と災害拠点病院が共に2か所となりますが、南河内地域では2つの医療機能が無くなってしまいます。

近畿大学は、泉ヶ丘に新設した病院で、南河内地域の三次救急医療機関と災害拠点病院の役

割を担うとしていますが、堺市の都市公園を使って建てられた病院が南河内医療圏の三次救急医療機関と災害拠点病院になるのは、到底、堺市民の理解を得られるものではありませんし、その事すら未だ住民に説明がなされていません。

また、堺市医療圏における病床数の異常な増大も看過出来ません。既に人口減を踏まえ、全国的に病床数の削減が近い将来の課題となっていますが、800もの病床の増大は人口減少と、それに伴う病院・病床の削減という流れに逆行すると共に、異常な病床数の増加は堺市医療圏の医療費増大という危険性も孕んでいます。大阪府下の堺市と大阪狭山市は、共に発展していくべきですが、今回の近大病院移転は、堺市だけが良ければよいという施策といえます。堺市の見解を改めて明らかにして頂きたい。

5. 近畿大学は、近大病院は高度な医療を提供するので南大阪地域全体での位置付けである（二次医療圏にとらわれず）という発言をしていますが、特定機能病院等の高度先進医療は三次医療圏（大阪府全域）単位の問題です。近大病院が何処に建つていようが特定機能病院等の高度先進医療を提供する事は当然の事です。二次医療圏単位で設置される三次救急医療機関と災害拠点病院とは全く別の問題です。南大阪地域の高度医療を担うから二次医療圏を越えて移転出来るという近畿大学の主張は、医療行政の大原則に反するものです。

この問題をすり替えているがごとき近畿大学の主張に対し、堺市は闇雲に追従するのではなく、医療行政の公平性を守るという観点に立ち「是々非々」を明確にすべきです。既に近大病院移転に向けての予算が執行されているのですから「大阪府が判断する事」では済まされません。近畿大学の「南大阪地域全体での位置」だから「二次医療圏を超える事は可」という発言に対し、堺市の見解を求めます。

6. 近大病院の二次医療圏を越えての移転には、「医学部併設の特例」の適用が考えられていますが、今回のような医学部と附属病院の「同時移転」の場合、二次医療圏を越える事の「不可避性」なくして特例の適用は難しいと考えます。

この事が安易に許されれば、全国の医学部を併設している病院は自由に二次医療圏を越えられる事になってしまいます。過去の近畿大学病院関係者の発言からも、現地建替えが可能である事は明らかですので、近大病院の移転には「不可避性」が全く認められません。

全国で344の二次医療圏とそれに伴う基準病床数の設定により、全国津々浦々に一定水準以上の医療を提供するという医療法の大原則が崩れてしまいます。この事が認められれば、儲かる所に病院が集中し、地方では病院が無くなるといった事態が全国で発生してしまいます。

近畿大学は、現地建替えが出来ない理由として「東大池公園の借用を大阪狭山市に断われた」と説明していましたが、古川大阪狭山市長は平成30年3月の定例議会で「大阪狭山市が東大池公園を近畿大学医学部に貸す事を正式に断ったという事実の確認はとれておりません。」と明言しています。

過去に、二次医療圏を越えて移転した病院は全国でわずか2例のみです。大阪大学附属病院(1,076床)は、医療機器が水没被害に遭う等、土地柄幾度も水害に遭っていたので不可避性がありました。また、阪大病院の移転は、阪神淡路大震災以降に二次医療圏毎に災害拠点病院が整備される前の事例です。

併せて、2008年に移転した東京警察病院(415床)は、区中央部保健医療圏から区西部保健医療圏への二次医療圏を越えての移転ですが、東京都の区医療圏(二次医療圏)については、二次医療圏内に複数の三次救急医療機関や災害拠点病院が有ると共に、病床の非過剰(基準病床数に満たない)な地域への移転でした。移転先も警視庁警察学校跡地で、医療圏の異なる堺市の都市公園を用地とする近大病院の移転計画とは次元が違います。

堺市医療・病床部会でも、今回の医学部併設の特例適用に対し、委員から「目的外使用」との意見が出ていました。「特例」の適用を前提とした近大病院移転計画は無理があります。移転計画の見直しを求めます。

建設委員会審査分

7. 泉ヶ丘プールの移転理由については、今日まで老朽化や漏水がプール移転の理由として説明されてきましたが、これは正確性を欠いています。

堺市には3か所の市営プールがありますが、大浜・金剛プール(昭和31年～35年開設)に比べ昭和47年に造られた泉ヶ丘プールは、流水プールやスライダープール、ドーナツプールや滝プールを備えた最も新しいプールです。加えて平成28年度の利用状況は金岡・大浜プール合計で利用者数81,378人、利用料14,482,000円、泉ヶ丘プールだけで利用者数119,048人、利用料35,351,196円と、泉ヶ丘プールは突出して利用者が多く市民にも親しまれています。

泉ヶ丘プール移転については、平成27年3月24日の堺市庁議議事要旨の中で建設局長は、「今回の泉ヶ丘プールの移転の検討に至ったのは、平成26年7月16日に泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定を締結したことによるもの」と明言されています。

堺市には、「泉ヶ丘プールは老朽化と漏水のため」といった地域住民(市民)に対し理屈を後から付けたような説明をする事無く事実に基づいた正確な説明を求めます。

受理年月日 平成30年8月13日

聴覚障害者施策等の充実について

陳 情 者 堺市堺区

堺市ろうあ者福祉協会

会長 妻 沼 和 彦

陳情団体構成

堺市ろうあ者福祉協会

堺手話サークル連絡会

(かたつむり、金岡、かめのこ、北野田、泉北、たんぼぼ、トゥモロー、木馬、もみじ)

大阪府立障害児学校教職員組合堺聴覚支援学校分会

重度重複聴覚障害者の働く権利と生活を考える「もずの会」

聴覚障害者・手話関係者の要求を実現するための陳情書

陳情の内容

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、聴覚障害者の福祉向上のために多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨年4月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、合理的配慮が社会に浸透しているとは言えず、私たちの社会参加はまだまだ十分ではありません。

現在、全国185の自治体で手話言語条例が制定されています。

堺市は昨年4月に「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を施行しました。この条例の施行により「手話は言語である」ということが広く認知されること、また2年目も手話の普及のために、イベントなどに取り組んでいただけることを期待します。

堺市がめざす“だれもが住みやすい安心・安全の街づくり”を実現していくためにも、当事者の意見を聞き、聴覚障害者施策を進めていただくことを願います。

つきましては、下記のとおり陳情書を提出いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 森のキッチンのある堺市役所地下一階には、非常時、聞こえない利用者や市民に視覚的情報を知らせるものがなく不安です。視覚的な情報設備（例：パトライトなど）を設置してください。

健康福祉委員会審査分

2. 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が制定されました。「施策の推進方針」を具体化し、実行してください。
3. 「障害福祉計画」の策定や、聴覚障害者福祉制度をすすめる時は、堺市ろうあ者福祉協会と相談し、実態や意向を反映したものにしてください。
4. 災害時、聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者、盲ろう者への情報保障と安否確認などに対応できるようにしてください。また、アンブルボードを各区役所に設置してください。
5. 市役所と健康福祉プラザとの防災対策の連携について進捗状況を教えてください。また、学校の備蓄倉庫に聴覚障害者用の備品を置いてください。
6. 警察署への緊急連絡時、消防署のFAX119番と同じようにFAX110番で送信できるようにしてください。
7. 大阪労働局に対し、堺市内のハローワーク（公共職業安定所）に手話通訳者を常勤させるように要望してください。
8. 堺市全職員の手話講習会を開催してください。その講師は堺市ろうあ者福祉協会に依頼してください。
9. 手話通訳派遣事業は養成、試験、設置、派遣を一貫して担うべきです。堺市の登録試験は、視覚・聴覚障害者センターが責任を持って実施してください。
10. 登録手話通訳者派遣及び、堺市の主催する行事等の登録手話通訳者の派遣は、堺市の責任で実施してください。その他民間団体主催の行事に聴覚障害者が参加しやすいように、堺市の登録手話通訳者を派遣してください。
11. 登録手話通訳者の頸肩腕障害予防と知識の普及のため研修会の開催や冊子（マニュアル）を作成してください。
12. 登録手話通訳者は病院や集団の場所に通訳に行くことが多く、病気に感染するリスクが高いため、予防の対策をしてください。
13. 現在行われている「手話通訳者養成講座」を引き続き実施し、実践課程の中に通訳現場を体験できるカリキュラムを作ってください。
14. 登録手話通訳者の研修回数を増やし、昼夜同じ内容で開催し、スキルアップできるように努

めてください。

15. 登録手話通訳者を派遣する時は、ろうあ者が理解でき、ろうあ者の手話を読み取れる手話通訳者を派遣してください。
16. 聴覚障害者講師及び、健聴者講師の研修費用を補助してください。
17. 視覚・聴覚障害者センターの開所時間は午前9時～午後5時30分ですが、働いている人も利用できるように午後9時まで延長してください。また、ろうあ者が安心して暮らせるように日曜日も開所してください。
18. 堺市立健康福祉プラザまでの送迎バスを運行してください。
19. ろうあ者が安心して利用できるように堺市立健康福祉プラザの職員は手話で対応してください。
20. 各区に設置された障害者基幹相談支援センターに、手話で相談できる人を配置してください。
21. 各区の聴覚障害者相談員の説明がわからないまま帰るろうあ者が時々います。ろうあ者が理解できるまで、説明してください。
22. 堺市の相談事業で訪問相談（アウトリーチ）を実施しています。聴覚障害者相談員が外出している時、区役所は不在になりますので、聴覚障害者相談員を正職員で複数にしてください。
23. 生活相談員（ピアカウンセラー）に聴覚障害者を採用してください。
24. 堺市の公的機関の全窓口に、手話のできる職員を配置してください。また、窓口業務に特化した手話講習会を開催してください。その講師は、堺市ろうあ者福祉協会に依頼してください。
25. 北区（新金岡市民センター）、南区（泉ヶ丘市民センター）には障害者が専用利用できる施設がありますが、他の区にはありません。障害者の拠点となるように、障害者が専用利用できる施設を各区に整備してください。
26. 病院内で職員を対象に手話講習会を開催してください。その際には、堺市ろうあ者福祉協会が作った聴覚障害者対応マニュアルを使ってください。
27. 堺市内の各総合病院に手話通訳者を設置するように働きかけてください。聴覚障害者が入院した時、24時間の情報保障や意思疎通ができる体制にしてください。
28. 聴覚障害者が予約の変更や緊急時の診療依頼が行えるように、専用のFAX用紙を作成してください。
29. 聴覚障害者のための手話通訳・字幕つきテレビ番組を増やすように、堺市として各テレビ局に働きかけてください。特に緊急時の情報提供には、すべてのニュース番組に、また、コマーシャルに手話通訳・字幕をつけるように働きかけてください。
30. 高速道路での緊急事態にFAXまたはメールで対応できるようなシステムを作るように、各

高速道路会社に働きかけてください。

31. 聴覚障害者対応ユニットを設けた広域型特別養護老人ホームが開設されました。聴覚障害者が安心して施設を利用できるように、他の既存介護施設にろうあ者のための設備（ランプ・パイプなど）を付けてください。そして、手話でコミュニケーションがとれる職員を養成、採用するように事業所に指導してください。上記、整備のための補助金制度を作ってください。
32. 7区役所の基幹型包括支援センターでの相談が手話でできるように、社会福祉協議会に指導してください。
33. 堺市総合福祉会館の冷暖房費用を無料にしてください。
34. 堺市総合福祉会館2階堺市民活動サポートセンターのロッカー・メールボックスを無料で利用できるようにしてください。
35. ろう重複（聴覚障害と知的障害、精神障害等との重複障害）の人がこの町で安心して生活できるためには、ろう重複障害を理解し、個々に合わせた個別支援が必要です。現状では個々の障害の理解を踏まえて支援ができる人材が非常に少ないです。堺市内の介護保険法及び障害者総合支援法に係る事業所に向けた「手話及びろう重複の理解を深める学習会」を企画・実施してください。
36. 震災時、どこに避難することになっても安心して情報が受けられるように避難所の設備（筆談や情報発信等のための備品、手話通訳できる人の配置など）を充実させてください。
37. 触手話講習会を開催してください。当面無理であれば、手話講習会のカリキュラムの中に「触手話」を組み込んでください。あるいは、「触手話勉強会」のような教室を開いてください。
38. 盲ろう者に合った内容の通訳者及び介助者の派遣を保障してください。
39. 盲ろう者が安心して活動できるように、
 - (1) タクシーチケットを増やしてください。または、65歳以上の盲ろう者の手引き者用に「おでかけ応援カード」を配付してください。
 - (2) 各区役所に触手話（手話）のできる人を常駐させてください。
40. 一人暮らしがしたいと希望するろう・知的重複者が複数います。しかし、市役所は、平日は17時までで日曜日も休みなので、いつでも手話でのサポートが受けられる状態ではありません。一人暮らしするには不安が大きいです。そのため、安心して生活できるグループホーム（手話でおしゃべりできる、困ったことがあった時いつでも手話でのサポートが受けられる）をもっと積極的に促進させてください。
41. 「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」は事業所単位で計算される制度です。しかし、堺市内にある事業所は、他のケアホーム（ろう重複者が利用していないケアホーム）も合わせて運営（ろう専門の事業所ではない）しているため、適用されません。その分、ろう重複者に合わ

せて支援環境を整備する事業所の負担が重くなります。事業所単位ではなく、ホーム単位で計算できる「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」制度を検討して下さい。また、ろう重複者が生活しやすくなる様々なコミュニケーション支援機器設置のための補助金を堺市独自でも検討して下さい。

42. NPO 堺障害者団体連合会への助成金を復活して下さい。また、堺市ろうあ者福祉協会が採用している事務員の人件費への補助をしてください。

建設委員会審査分

43. 各駅のホームや列車内に列車の緊急時の運行状況やその他の情報を聴覚障害者にもわかるように、電光掲示板の設置と活用を JR・各私鉄に働きかけてください。
44. 最近、駅が無人化され、聴覚障害者は大変困っています。すべての駅に人を配置してください。当面の間、聴覚障害者が対応できる方法を考えて、JR・各私鉄に働きかけてください。
45. すべてのバス停に、屋根を取り付け、バスの運行状況がわかるように、ソーラー式電光掲示板をつけ、暗闇でも停留所の場所がわかるようにしてください。

文教委員会審査分

46. 堺市内の図書館や小、中学校、高等学校の図書室に手話の辞書、手話関係の本や DVD を置いてください。

受理年月日 平成 30 年 8 月 2 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市美原区
森 稔

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. 堺市美原地域愛補助金について

堺市美原区大保地区大保老人福祉会館の増築工事業で堺市美原地域愛補助金 65,136,750 円
堺市が支出しました。

堺市美原区大保地区、大保老人福祉会館の土地名義は、3 人の名義を統一して堺市美原区大
保地区会を法人組織して登記して、土地を測定及び登記しないで建築確認申請しないで会館建
設しました。

地方自治法の入札しないで、大保老人福祉会館を建設しました。補助金サギ、セツウ罪で
す。

その他にも同じく。

- ②地車購入事業 11,744,185 円
- ③まつり関係備品購入事業 3,688,113 円
- ④放送設備整備事業 598,500 円

※検査、監査をお願いします。

(告発状)

建設委員会審査分

2. 平成 30 年度堺市水道料金値下げについて

大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正が平成 30 年 4 月 1 日から施行しました。

給水料金は、水量に対し、1 立方メートルにつき、75 円より 72 円に値下げされました。

水道、1 ヶ月当り $20\text{m}^3 \times 3 \text{円} = 60 \text{円}$

下水道、1 ヶ月当り $20\text{m}^3 \times 3 \text{円} = 60 \text{円}$

$60 \text{円} + 60 \text{円} = 120 \text{円}$ 下げて下さい。

私の水道代 1 年間で

平成 28 年	6 月	8 月	10 月	
	31,287	39,117	31,287	$= 101,691 \times 2 = 203,382$
平成 30 年	2 月	4 月	6 月	
	8,218	7,074	8,218	$= 23,510 \times 2 = 47,020$
				<u>156,362</u>

美原町が合併して 10 年、 $156,362 \times 10$ 年間 1,563,620 が水道料金早見表でとられました。

受理年月日 平成 30 年 8 月 13 日

堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの 推進に関する条例 (案) について

陳 情 者 堺市西区

大阪府歯科保険医協会 堺・高石・和泉地区

地区長 山 上 紘 志

江 原 豊

地域包括ケアシステムの推進条例を本議会で制定せず市民と十分対話するよう求める陳情

陳情の内容

貴市が検討する地域包括ケアシステムの推進に関する条例 (案) は市民の自立と助け合いが前面に出た内容になっています。そのため、重要なはずの公の役割が、補助的・補完的な位置づけに留められているように感じます。

また、本条例案は、国が打ち出した「我が事、丸ごと、地域共生社会」が、その下地になっていないのでしょうか。しかし、国が推進する地域包括ケアシステムには、識者からも、「公的責任を大きく後退させ、安上がりな医療・介護の提供体制につながる恐れがある」と指摘されているところであり、今なお、多くの課題と議論が必要だと思料します。

厚生労働省は、地域包括ケアシステムについて、「地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこと」としています。国の示した方向に倣うのではなく、「自由と自治のまち」として発展してきた我が街、堺市には真に市民の立場に立った市政を期待します。「堺のことは堺で決める」と市長が常々言われている考え・気風こそが、発揮される時ではないでしょうか。

条例案の提示から短期間でパブリックコメントを募っただけでは、市民的な論議や合意が形成されたとは思えません。とりわけ「市民の義務」が盛り込まれているだけに、手続きは慎重に進めるべきです。

「安心ですこやかに、いきいき暮らせるまち堺」の実現を求める立場から、本条例の拙速な制定を見送るよう強く求め、下記を要望します。

<陳情事項>

1. 条例（案）における公助のあり方を見直してください。

(1) 第2条2(7)にある公助の定義を再検討してください。

条例（案）第2条2(7)では、公助について、「自助、互助及び公助で支えきれない部分を、税による社会保障などにより補完する」と定義し、第4条3では、市の役割としてこの定義をもとに必要な支援を行うとしています。

公助をシステムの最終段階に位置付け、自立と助け合いを公的なサービスで補完するという考え方は、生存権と国の社会的使命を謳った憲法25条の理念に照らせば順序が逆であると考えます。

定義については、懇話会でも重点的に議論されておりますが、本条例の核心部であることから、さらなる熟議を求めます。

(2) 市の積極的役割と責任が明確化になるよう見直してください。

公助を最終段階に位置付け、市民の自立と助け合いを前提とした条例のもとでは、政策立案の自由度が奪われることを危惧します。

はじめに「自助ありき」、公助は最終段階という施策の序列化に繋がらないとも限りません。例えば、介護施設等での生活を望む市民が入所できる施設数は確保できるのか。家族介護を希望している市民が、無理なく介護を持続するための短期入所施設は確保できるのか。経済的な負担を理由に公的施策を利用できないことが無いよう担保する市の独自制度も必要です。「自助・互助・共助待ち」ではなく、市が積極的に、安心して暮らしやすい環境を整えることでこそ、地域の特性や市民の力を十分に生かした仕組みができるのではないのでしょうか。

2. 条例（案）で市民の自立と助け合いを義務付けることはやめてください。

第3条では、基本理念として「高齢者の自立支援を基本」とし、「市民等で支えあう持続可能な本市の介護保険制度に資するもの」として、市民の自立と助け合いを前提としています。特に、第6条では、市民の役割として、「介護予防及び健康の保持増進」や「地域包括ケアの推進」「他人事とならないよう、一人ひとりが我が事として地域づくりに取り組む」などに努めることが義務付けられています。

“～しなければならない”と市民の行動を条例で義務付けることは、自由・自治都市として発展してきた堺の気風と馴染みません。

また、地域包括ケアシステムは、その地域に暮らす人々の命に直結する問題です。市民の自立と助け合いを義務化することで、市の責任が大幅に縮小し、医療・介護の提供体制や行政が歪められ、後退させられはしないかと危惧します。

3. 条例の制定を急がず、市民や医療・介護等の関係者と広く意見交換をし、真に市民の立場に

立った仕組みの検討を求めます。

懇話会を構成する委員の皆様におかれましては、条例案の作成にあたり、多大なご尽力をいただいたことと思います。

その上で、市内の医療介護の提供体制を左右するこのような条例の作成は、広く市民の意見を反映させることが必要だと考えます。パブリックコメントだけでなく、タウンミーティングなどで市民や医療介護等の関係者の意見を広聴いただきたいと思います。全国のどこの自治体でもこのような条例が制定されていないなか、急ぎ足で進めることは市民の利益になりません。市民の声を広く聞き、真に市民の立場に立った仕組みの検討をお願い致します。

受理年月日 平成 30 年 8 月 8 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

いづみ保育園保護者会

会長 北 野 飛 香

全国福祉保育労働組合大阪地方本部コスモス分会いづみ保育園班

班長 寺 内 直 子

陳情の内容

日頃より子どもたちの健やかな育ちを守るためご尽力いただきありがとうございます。

今年は大阪北部地震、大雨による災害がたて続けに発生しました。公立学校園の対応と、乳幼児を預かるこども園・保育園での対応の違いに戸惑いながらも、こどもたちの安全を守るために考えることがたくさんありました。

保育分野では社会問題となっている待機児童をはじめ、保育士の処遇など子育てや労働環境をめぐる世論が続いています。

そのような中で市長より提案のあった「保育の無償化」は大歓迎です。ただその前に受け皿はどう確保するのか、保育の質や処遇の水準を下げずに保育士を確保するにはどのような手立てが考えられるのか、その際子どもたちの視点は無視されていないか、など気になることがたくさんあります。日中の大半をこどもたちが生活する受け皿を「待機児童の数が減った」というような数字上での評価にとどまらず、こどもたちが過ごす環境や先生の質の低下を招くようなことがないようにしてほしいと願っています。

私たちもともに「子育て日本一の堺」を実現したいと考え、下記の内容を陳情いたします。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 任意で行っている予防接種を無料化してください。

保育園は0歳児から集団で過ごしており、感染症にかかりやすく、また一人かかると急速に広がります。

法定伝染病などの予防接種は無料ということもあり意識して各家庭で受けていますが、ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザなど任意のワクチンは高額になり、受けたくても受けられない家庭も多いのが現状です。また、感染率が高く、ワクチン未接種の場合、重篤な合併症を引き起こすこともあります。保育園など子どもたちが集団で過ごす場ではハンディキャップをもつ児も在籍するため、ワクチンの普及のための支援は重要になってきています。

また、定期接種になったワクチンで水ぼうそうなどは接種期間が決まっており、体調などで受ける機会を失うことのないよう、接種期間を延長してください。

予防接種を受けることにより、子どもたちの安全が守られ、安心して集団生活がおくれるよう更に充実させてください。

2. 乳幼児医療費を無料にしてください。

堺市の医療費助成期間を高校卒業まで（高校の就学率は97%と高い就学率です。小・中・高校での歯科・眼科・内科検診等の後に受診あっせんが行われる時期）引き延ばして、完全無料にしてください。

3. 病児保育の施策を充実させてください。

堺市に病児保育施設ができたことを大変うれしく思っている一方、感染症が多い時期は予約が取れず困り果てている方や、遠すぎて利用できないと悩んでいる方もいます。

特に北区は子育て世帯が多く、施設数も利用者も多い地域ということもあり、堺全域の状況からみても一か所では補いきれないのは当たり前です。

訪問型の病児保育サービスもはじまりましたが、これまでの病児保育室とは違いリスクも高いのではないかと危惧しています。病児保育はこれまでのように小児科併設型や看護師在中のこども園・保育園に併設し、専門性を持った職員が保育にあたるよう検討しなおしてください。

4. 常勤の保健業務専任の看護師配置を基本とした予算を計上して下さい。

産休明けから就学前までの子どもたちが長時間集団で過ごしている保育園で、乳幼児の健康管理・安全衛生を守るためには、積極的な保健活動が必要です。

子どもの健康診断のフォローや、各種検査、アレルギー児の管理、ケガや事故の対応、また保護者への啓発活動など、多岐にわたる看護師の保健活動は保育現場に入りながら行える内容ではありません。常勤看護師がその業務を専任でおこなえる配置ができるよう堺市独自の制度をつくり、予算を計上して下さい。

5. 保育制度の規制緩和を行わないでください。

待機児童解消の際、子どもたちの過ごす環境は現在の基準以下にならないようにしてください。また職員の処遇、有資格者の配置については緩和せず、堺市独自の処遇や制度の創設を行い、保育が安全な中で行えるよう検討してください。

6. 保育認定区分を撤廃してください。

保護者の労働実態などで、子どもたちの保育時間を分けるような保育時間認定は、堺市独自に撤廃してください。

7. アレルギー対応加算をしてください。

昨今、食物アレルギーを持つ子どもが増加しており、内容も複雑でかつ重症児も増えていきます。給食やおやつの調理過程も複雑で、万が一誤食があれば命の危険にさらされます。アレルギーがあっても安心して食べることができるよう安全な食材を取り寄せて対応していますが、食材や送料、原材料の高騰などで価格も高騰しています。

また、アレルギー対応は作るときの配慮や購入費用がかかるだけでなく、保育現場でも食材情報や緊急時対応など高度な知識が求められ、食事提供時は緊張も高い時間です。

保育園には同じクラスの中に食物アレルギーの種類がそれぞれ違う子どもが複数在籍しています。特に子ども自身で注意することが難しい乳児クラスでは、誤食を起こさないよう細心の注意を払って対応しています。また重症児については個別対応が必要な場面もありますが、現在の人件費加算では安全につくることで精一杯です。

アレルギーの種類が違う子が園に複数在籍する場合、調理過程でのヒューマンエラーを防ぐための職員の配置や、食材や送料などにかかる補助をしてください。

保育現場ではアレルギー児の受け入れ人数やアレルギーの種類が違う子どもが同じクラスに複数混在する際、誤食を防ぐための人の配置など、こどもの安全を守るためにより充実した堺市独自の補助をしてください。

8. 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう配慮してください。

兄弟姉妹で別々の保育園へ預けざるをえない家庭を見受けます。別々の園になれば毎日の送迎、特に雨天時の送迎はとて大変なこと、行事への参加など仕事のやりくりがうまくいかないことも増え、本来楽しく思えるはずのことが、忙しい仕事との間で負担に感じてしまいます。兄弟姉妹が優先的に同じ園に通えるよう配慮して下さい。

9. 虫よけ対策のための補助をして下さい。

近年、デング熱やジカ熱のように、数によって媒介される感染症が報告されています。保育園でも虫よけ対策を講じる中で、蚊の忌避剤や虫刺され後の塗布薬など購入し対応しています。しかし、まだ十分動けない乳児クラスでは薬剤を使用する限界や、子どもの体への影響をはじめ、妊産婦、これから結婚や出産を控える女性職員への健康被害も心配されるので、毎年堺市から無料の薬剤をいただくなどしながら、慎重な対応を行っています。

ただ、蚊避け薬剤も保育園では大量に購入しなければならず、それ以外の環境整備（すだれの取り付け）も含め、費用の負担も大きくなっています。夏の虫よけ対策に対する補助（施設型給付金の増額）を検討して下さい。

10. 保育人材確保と職員の処遇改善について堺市独自の制度を創設してください。

待機児童解消が課題になっている反面、人材確保が不十分なため受け入れができないということが起こっています。

人材を確保するために堺市が示している国の施策は「これから働く人」に対するものばかりで「すでに働いている人」への施策ではありません。全産業の中でも賃金の低さが取りざたされる中、このままでは「やりがいを感じる」「ここで働きたい」「この仕事を続けてきてよかった」と思えるものにはなりません。

現行の処遇改善加算もありますが、キャリアアップ研修をはじめ、受講ありき、時間保障の提示もなく、職員間に不公平感を持ち込む可能性もあり使いにくい制度だと感じています。職員の経験年数が活かされ、将来の展望が持てるような堺市独自の処遇改善策を示してください。

同時に、配置基準の見直しなど職員処遇について抜本的な改善をしてください。

11. 退職手当共済制度をなくさないでください。

社会福祉法の改正で高齢事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業への退職共済の公費助成が削減され、次は保育ではないかと毎年心配しています。

退職手当まで削減されては保育士の処遇をよくしていこうという流れとは反対に、人材不足に拍車をかけることとなります。保育士の処遇を守り、人材確保を妨げることのないよう、継続にむけて堺市からも強く国へ働きかけ続けて下さい。

12. 安全確保のための安全保安員の配置必置義務とそのための予算を計上してください。

6月に起こった大阪北部地震をはじめ、その後の大雨による災害など、毎年自然災害による被害が後を絶ちません。また今年は今身近な場所での災害に、保育中の安全確保や保護者への連絡、学校の休校措置の場合の園の対応など、職員もたくさん考えることができました。

自分で判断し、行動することのできない乳幼児を預かる施設で災害が起こった時のことを考えた時、あらためて「人手不足」を感じました。

より確実にこどもの安全を守れるよう、開園時間中に「安全保安要員」確保のための予算を計上してください。

文教委員会審査分

13. 共働き世帯やひとり親家庭も利用しやすい放課後児童対策を行ってください。

放課後児童対策は少しずつ利用しやすく整備していただき、働く保護者にとって大変助かっています。

ただ、利用料は他市に比べて高く、利用が必要な家庭であるにもかかわらず、子ども一人で留守番をさせている状態があります。生活実態にあった利用料の設定にして下さい。

また、きょうだいで預けている家庭もあり、1人当たりの負担額が多いことから、きょうだい減免や保育料のように無償化をすすめてください。

14. 大学に至るまでの教育費を無償化してください。

子どもひとりにかかる教育費を確保する見通しがたたない家庭が増えています。親の経済格差がそのまま子の学歴格差に結びつく現状があり、産み控えなければ生活が成り立ちません。

日本の未来をつくる子どもたちが、平等に教育を受けられるよう大学に至るまでの教育費を無償化してください。

受理年月日 平成30年8月1日

ブロック塀撤去の補助について

陳 情 者 堺市南区

新婦人泉北ニュータウン支部桃山台班

北 野 眞佐子

桃山台班地区のブロック塀の民間撤去の補助について

陳情の内容

新婦人桃山台班は7月9日に危険なブロック塀の街角ウォッチングを、堺西高から桃山台1丁、桃山台口にかけて、バス通り側のブロック塀の調査を実施しました。

ブロック塀の危険性が指摘されていますので、通学路に限らず生活道路も含めて調査補助をお願いします。

<陳情事項>

1. 少し歩くだけでもブロック塀だらけです。建って4、50年の家が多く、ひび割れやたわみなど、今にも崩れそうなところもあり、特に人の住んでいない所のブロック塀は老朽化が激しく、危険な状態が目立ちます。見た目に高さ2.2m以上のブロック塀も4、5か所あり、控え壁がないところや鉄骨が入ってそうもないところ等危険だらけです。ブロック塀の工事しているところでは軟弱地盤がみられました。

また、バス通り側のブロック塀は騒音の関係からかより高くなっており、道も狭く、バス停付近は人通りも多く、ブロック塀が崩れたら逃げ場がありません。

堺市では通学路の危険なブロック塀に民間撤去の補助が出ることになりましたが、速やかな決定と拡充とともに、住民の命を守る為、生活道路の調査、補助をお願いします。

受理年月日 平成30年8月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市北区

住みよい堺市をつくる会北区地域連絡会

代表 原 圭 治

堺市北区における交通の利便を求める陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては堺市民の健康・安全のために全力を挙げていただいておりますことに心から敬意を表します。

さて、堺市北区の北部には東西に通じる鉄道がありません。今年度から65歳以上の方の、おでかけ応援バス利用日数の拡大など、高齢者が外出しやすい環境づくりが進められているところですが、「中百舌鳥駅から区役所まで行くことが困難だ。」「区役所から堺市駅までのバスの本数が少ないので利用しにくい。」「堺市立総合医療センターまで行くバスない。」「バス路線がない地域がある」などという声が出されています。高齢の方や体の不自由な方にとっての移動にはバスが大変便利です。地下鉄にはエレベーターが1か所しかなく、そこまで行くのも困難だという声も聴いています。また、北八下地域はバス路線がなく、堺市乗合タクシーでの移動となっています。

高齢の方が、おでかけ応援バスを利用して外出をすることは、健康で長生きすることにもつながるのではないのでしょうか。

堺市北区でのバス路線の充実と、とりわけ北八下地域の移動手段の拡充など下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. コミュニティバス（ふれあいバス）を復活させてください。
2. 地下鉄中百舌鳥駅から常磐町までバスを走らせるよう南海バスに働きかけてください。
3. 北八下地域の乗り合いタクシー申し込みを1時間前まで（現在2時間前まで）受け付けて下さい。タクシー乗り場を増やすなど住民の声を聞いてください。

4. 金岡線（15、特 15）現在白鷺駅までのバスを中百舌鳥駅までのバスよう南海バスに働きかけてください。

受理年月日 平成 30 年 8 月 10 日

非常変災時の登下校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立熊野小学校 PTA

会長 松 原 唯 夫

相談役 奥 野 浩 史

陳情の内容

去る平成 30 年 7 月 6 日 (金) の大雨警報発令時において、非常変災時の登下校のルールに明記されている「大雨、洪水警報発令の場合は、原則として、臨時休業になりません」という事項に従い、先生方及び児童は普段通りに通学を行っておりました。

しかし、大雨により、電車等の公共交通機関は大幅にダイヤが乱れ、学校職員の出勤体制が整わない中、午前 7 時 11 分に、堺市内の全小学校が休校になる旨のメールが堺市教育委員会から熊野小学校校長及び教頭宛てに届きました。そのため、我々保護者に連絡が入ったのは、児童を学校に送り出した後でした。殆どの児童たちは、学校に着いてから休校を知らされ、大雨の中、トンボ返りで帰宅しなければならない事態となりました。

先生方、自治会の方々、PTA は、手分けして児童を自宅まで安全に送り届けるなどの対応を行い、幸いにも何の被害もなく事なきを得ましたが、二次災害の危険性があったことは否めません。

今後、同様の事態が発生した場合、「非常変災時の登下校のルール」に基づき行動すれば、児童たちを同じ危険にさらすことになり、我々保護者としては安心して学校に通わすことができません。そこで今般、下記の事項について陳情させていただきます。

<陳情事項>

1. 非常変災時の登下校のルールの見直し
2. 堺市教育委員会からの連絡が、保護者に直接伝わる方法の確立
3. 非常変災における、堺市教育委員会としての決断のスピード化

受理年月日 平成 30 年 7 月 30 日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区

学びを広げる学校図書館の会・堺

代表 巽 照 子

学校図書館の充実を求めます

陳情の内容

私たち「学びを広げる学校図書館の会・堺」は、ひとり一人の子どもの育ちと学びを豊かに広げるために、「豊富な資料があって、子どもや教員に適切な資料を手渡していける専門的な技量をもった学校司書がいて、心安らく場でもある」そんな学校図書館の実現を望んでいます。

中学校に学校司書が配置され、一步前進と喜んでいます。

子どもたちの育ちと学びを豊かに広げるために、図書館、学校図書館が機能し、より一層の学校図書館の充実・発展を願って以下のことを要望します。

<陳情事項>

1. 堺市立小中学校の全校に一校に一人の「学校司書」を配置してください。

現在配置されている学校司書を「専任・専門・正規」化するための対策を講じてください。

情報化の動きはすさまじく、スマホやネットに依存する子どもたちは少なくありません。また、経済格差による貧困の問題は、子どもの育ちの困難さにつながっています。

だからこそ、すべての子どもたちの読みたい、知りたい気持ちに応えること、情報を読み解き判断し、活用する力を育てること、じっくり考え、ともに学び合うことを大事に、成長を支える学校図書館の充実は公教育として欠かせません。

そのためには、一人ひとりの子どもたちに必要な本や情報を確実に手渡す学校司書は、より教職員と力をあわせることが求められています。

それには専門性の発揮できる「フルタイムで継続雇用の正規雇用」が不可欠です。

2. 司書教諭の負担軽減を行ってください。

司書教諭は残念ながら専任ではありません。学級担任等兼務をしつつ、学校図書館運営を行うことは不可能です。司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間の負担軽減を行ってください。

3. 堺市子ども読書推進計画に学校図書館の整備を数値目標設定し、一人一人子どもの学びと育ちの読書環境整備を進めてください。
 - (1) 堺市立小中学校の全校に一校に一人の「学校司書」を配置する数値目標を明確にして推進する。
 - (2) すべての市内の小中学校が学校図書館図書標準に満たすために、資料を整理し、新鮮な資料の充実を計画的に数値化して進める。
 - (3) 学校図書館の蔵書をデータベース化して、市内小中学校オンラインでつなぐ計画をする。
 - (4) 公共図書館での児童図書の蔵書冊数を計画的に増やし、子どもたちの豊かな学びを広げる学校図書館に援助する。
 - (5) 学校図書館で働く職員の研修を計画に推進する。

受理年月日 平成 30 年 8 月 8 日

図書館行政について

陳 情 者 堺市北区
堺市の図書館を考える会
代表 吉 田 マリ子

堺市の図書館の充実を求めます

陳情の内容

私たち「堺市の図書館を考える会」は、堺市の各図書館と連携して活動を行っているグループや市民の集まりです。堺市の図書館の充実を願い、35年以上活動してきました。それも行政の方々の深いご理解があつたのことに感謝しております。

ずっと住み続けたいこの堺市に、堺市民にとっての「知の拠点」としてより一層の充実と発展を願い、以下のことを陳情し要望いたします。

<陳情事項>

1. 図書館資料費を増額してください。

図書館利用者が最も望んでいるのは新鮮で豊富な蔵書です。これらと思う新刊には多数の予約がつき、6カ月くらい待たされることは少なくありません。赤ちゃんから高齢者まで多様化する読書ニーズに十分に応えられるよう、図書館資料費を増額してください。雑誌も貴重な資料です。以前購入を打ち切られた雑誌の再購入ができるように計らって下さい。各専門資料も充実させてください。

2. 正規司書職員を継続的に採用し、カウンターに必ず正規司書職員を配置できるようにしてください。

「将来にわたって職員構成に歪みを生じさせないためにも正規職の司書を計画的、かつ継続的に採用してください」私どもの願いに対して、市が努力していただいていることは嬉しく思います。今後とも引き続きご努力をお願いします。

加えて、カウンターにいつも必ず正規司書職員が居るような職員配置をお願いします。

利用者と直接ふれあえるカウンターは、職員が市民の要求を把握し、よりよい図書館サービスを深めていくためには欠かせない場です。しかし、正規司書職員がカウンターにいない時間があり、かつ正規の司書職員ならすぐに対応していただけることが、時間がかかったり、答えが不十分だったりすることがあり、とても残念です。カウンターには必ずいつも正規司書職員が居るようにお願いします。

3. 中央図書館の基本構想策定にあたっては、市民の意見を十分に反映したものにしてください。

建物の老朽化に加えてバリアフリーの観点からも、中央図書館の建て替えは急務です。時代に求められ、かつ政令指定都市にふさわしい中央図書館が必要です。

現在、新中央図書館の基本構想案の検討が始められていますが、図書館協議会の「中央図書館のあり方について」の答申を尊重し、市民への意見も十分反映した基本構想にしてください。市民への説明会も開催してください。

4. 図書館は教育委員会の所管を維持してください。

7月に中央教育審議会の生涯学習分科会が、「図書館などの社会教育事務は教育委員会が所管することを基本とした上で、社会教育施設については首長が所管できる特例を設ける」とした方針をまとめましたが、堺市においては「特例」は必要ありません。政治的中立性や継続性・安定性を確保するために教育委員会の所管とし、直営を維持してください。

5. 図書館協議会委員について、定数枠の10名まで増員してください。

2017年度から、図書館協議会委員の報酬が地方交付税措置の対象となっています。現在堺市の協議会委員は9名ですが、より多くの市民の声を反映させるため、委員定数を増やしてください。そのうち、2名以上を公募委員としてください。

また、現在1名の公募委員は家庭教育に資するものという条件がついていますが、条件のある委員は市が選定すべきと考えます。図書館利用者は多様です。独身者や高齢者も居ます。ビジネスマンも潜在的利用者です。より多くの立場の市民の声を図書館運営に反映させるため、市民公募委員に条件をつけないでください。

受理年月日 平成30年8月8日

放課後施策について

陳 情 者 堺市堺区
大仙のびのびルーム保護者会
会長 木 戸 純 子

のびのびルームの充実について

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童健全育成事業にご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、大仙小学校のびのびルームでは、年々利用人数が増え、低学年の利用率は特に多い傾向にあります。子どもが犯罪に巻き込まれる事件が見うけられる昨今で、就労家庭であつてもなくても子どもの安全な放課後の居場所として、のびのびルームが選ばれているのだと感じております。幸いにも空き教室が4部屋確保され、待機児童は現在発生しておりませんが、4部屋目は教室の床のままクーラーもありません。

また、児童の人数に対して指導員の数が不足している状況が続いています。これでは、子どもたちの安全が守られず、校庭で遊ぶ時間や日数も監視する目がないために減っている状況で、子どもたちがのびのびと過ごせる場となっております。

加えて、大仙小学校のびのびルームが入っている校舎は、何十年も前に立てられた古いものであり、先日の地震でのひび割れと思われるものがあります。

私たち保護者や子どもたちが安心してのびのびルームを利用するためには、指導員人数やルームの環境を整えるだけでなく、保護者や子どもたちと指導員との信用信頼関係をしっかりと築き、熱意ある指導員が安心して働けることが必要です。しかし現状では指導員一人ひとりが自覚と誇りを持ち、指導員集団として力を合わせ子どもの豊かな保育内容、指導の観点を追及するには、労働条件・身分保障・指導員研修があまりにも貧困であり、時間的・精神的な余裕もありません。これでは優秀な指導員は育成されず、保護者の不安は増すばかりです。

私たち大仙小学校のびのびルーム保護者会は、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、また子どもの健全な発達・育成のために、以下の項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 4部屋目のクーラー設置と床のカーペット敷きなど保育にふさわしい設備を整えてください。
2. のびのびルームが入っている校舎の安全性を専門家に確認してもらい保証してください。もし、危険性がある建物であれば、建て替えや専用建物の建設を実施してください。
3. 指導員の更衣室を設置してください。
4. 全指導員に対して、専門性を持たせるため、堺市内のどのルームも同じ保育を提供できるように、教育・研修を徹底させてください。また、講習を実施できるよう、必要な予算を確保してください。
5. 健全な保育のために、指導員と保護者、指導員と学校との連携がスムーズにいくようにして指導員や学校にご指導ください。
6. きょうだいを利用している場合は、利用料の減免をしてください。
7. 2学期が8月下旬より開始され、夏休み期間中ルームを休室する使用者は、7月分・8月分の利用料を支払わないといけません。実質1ヶ月の利用となりますので、そういう方には1ヶ月分だけの利用料にしてください。
8. のびのびルームの運営事業者が、数年ごとに変わるというプロポーザル方式を廃止してください。

受理年月日 平成 30 年 8 月 10 日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺市立五箇荘小学校のびのびルーム保護者会
代表 佐藤佳代

陳情の内容

日頃から、放課後児童対策事業にご支援いただきまして、ありがとうございます。

私たちは、堺市立五箇荘小学校のびのびルームの保護者会です。

昨年度より堺市の放課後施策が大きく変わり、民間企業の参入で他校の保育環境が様変わりしつつある中、当ルームの保護者および指導員は、1年後に再度事業者選定が行われることに大変不安を感じております。のびのびルームは、働きながら子育てをする家庭や一人親家庭にとって、なくてはならない重要な場所であり、子ども達が穏やかに安心して、かつ安全に過ごせる場であるべきと考えています。

現在、当ルームでは専用2教室、共用1教室で170名以上の子ども達が、ぎゅうぎゅう詰め状態で毎日過ごしています。特に指導員不足が深刻な問題であり、夏休みを迎えてからは、6～7人で1日10時間勤務という過酷な現状です。すべての子ども達が、ゆったりとした放課後・長期休暇を過ごせるように、また保護者が安心して働き続けられるように、以下の点を陳情します。

<陳情事項>

1. 国の省令に従い、支援の単位（利用児童40名以下）に対して指導員を2名以上配置し、開室時間内は、主任もしくは副主任のどちらかが必ず配置されるよう、堺市の責任で実施してください。
2. 指導員の人材確保並びに研修を堺市の責任で実施してください。
3. 単身世帯の減免及び、全世帯のきょうだい減免をしてください。
4. 子ども達の健康を守るために、定期的にカーペットを清掃してください。
5. 平日に視察に訪れて、当ルームの現状を把握してください。
6. 子ども達の保育環境を維持し、守るために3年ごとのプロポーザル選定を廃止してください。

受理年月日 平成 30 年 8 月 13 日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足をはじめとした諸問題について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されていますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままです。

その間、利用者数は増え続け、平成 30 年度は昨対比 15%、20 人以上増加して 190 人を超える人数となりました。支援の単位も 1 つ増え 5 つとなっています。しかしながら、専用教室の数は依然として 2 教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その 2 教室に属しており、40 人定員の教室に 90 人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況になっています。指導員不足についても、平成 29 年度については開設日 293 日のうち不足している日が 151 日もあるという極めて異常な状況です。

「子育て日本一のまち堺」の実現には放課後児童対策事業の充実が不可欠です。とりわけ北区は市内でも唯一人口が増えている行政区であり、他区と比べてもより子育て対策の充実が求められているはずです。しかしながら、北区ののびのびルーム、とりわけ百舌鳥小学校のびのびルームにおいては、面積基準においても、指導員配置においても条例違反の疑いが強く、今年度予算においてもそれを解消しようとする意図は感じられませんでした。9 月議会では決算の審査があります。以下の切実な要望をご理解いただき、昨年度の放課後施策を総括し、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 共用教室について

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号、以下「省令」と言う）第 9 条第 3 項には「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65㎡以上でなければならない。」とされており、170 名強の利用児童がいた平成 29 年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおいては 4 部屋以上が必要でした。しかし、平成 30 年 6 月 19 日審査の陳情及び陳述（以下、「前回陳情」と言う）に対する当局の回答では、平成 29 年度中に生活科ルーム 2 と会議室を同時に利用した日はないとのこと。つまり一日に最大 3 部屋しか使用しなかったということです。本来使用すべき部屋を使用しないことは省令・条例違反ではないのか確認してください。
- (2) 前回陳情に対する当局の回答では「共用教室の利用方法は業務仕様書及び運営事業者が提出した企画提案に基づき、運営事業者がのびのびルームの日々の状況に応じて利用しているものと認識して」いるとのことでしたが、「日々の状況に応じて利用」とは具体的にはどのような利用方法があるのか確認してください。
- (3) 平成 29 年 8 月 28 日審査の陳情にたいする当局の回答では「共用教室の適切な運用」についての「運営事業者への助言」とは「業務仕様書及びそれに対する企画提案に基づき、本市が行うもの」であるとされ、また、平成 29 年 12 月 12 日審査の陳情に対する当局の回答では「共用教室の運用」については「業務仕様書に基づき各事業者が適切に対応するもの」であり「本市が行う運営事業者への助言も、業務仕様書及びそれに対する企画提案に基づく内容」とされ、さらに前回陳情に対する当局の回答でも「共用教室に係る運用につきましては、業務仕様書及び企画提案の通り履行するよう運営事業者に指導及び助言を行って」いるとされ、3 度に渡って要望しても具体的な助言内容は全く明らかになっていません。百舌鳥小学校のびのびルームに対する具体的な助言内容を明らかにできない理由を確認してください。
- (4) 上記(3)に関連して、共用教室の適切な運用について業務仕様書及び企画提案に基づいて当局は指導及び助言しているとのことですが、業務仕様書にも百舌鳥小学校のびのびルームの運営を受託している堺市教育スポーツ振興事業団が提出した企画提案書にも共用教室の運用について直接・間接の記載は全くありません。業務仕様書及び企画提案のどの部分に基づいて指導及び助言されているのか確認してください。
- (5) 平成 30 年度の共用教室である生活科ルーム 2、少人数教室、会議室についてそれぞれの教室が使用されている主な曜日、主な時間帯を確認してください。また、平成 30 年度に入って生活科ルーム 2 と少人数教室が同時に使用されたのは何日あったのか、生活科ルーム 2 と少人数教室、会議室が同時に使用されたのは何日あったのかを確認してください。
- (6) 子ども達の荷物を共用教室に常時置いておけるようなびのびルーム専用の荷物用の鍵付き

ロッカーを設置するなどして学校側がのびのびルームにより協力しやすい環境を整えることで、共用教室を専用教室のように使用できるようにし、過密を解消するよう求めてください。

2. 待機児童について

- (1) 前回陳情に対する当局の回答によると来年度の百舌鳥小学校区の新1年生児童数は150人程度とのことなので、35人学級で5クラスとなります。現在の6年生は4クラスなので、来年度の合計クラス数は今年度より1つ増える可能性が高く、のびのびルームの共用教室を学級用として使用しなければならない可能性があります。そうなった場合でも待機児童を出さないために、その代わりとして5・6年生用の少人数学級の教室を始めとした他の教室を借りることが出来るよう、早期に学校と調整してください。
- (2) 放課後ルームについては、堺市放課後ルーム事業実施要綱の改正で定員設定方法が見直され、百舌鳥小学校においては定員が60名から79名に増加したことにより昨年度あった待機が解消しました。しかし、のびのびルーム同様、放課後ルームの利用者も年々増えているため、来年度以降も待機児童をださないよう利用場所について学校と必要な調整を行ってください。

3. 指導員不足について

- (1) 平成30年度百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の月ごとの配置数（実績ではなく定数）を確認してください。
- (2) 平成30年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける開設日、基本配置が不足していた日数とその日付、加配指導員が不足していた日数を確認してください。
- (3) 指導員配置について、業務時間の初めの30分以外は常に支援の単位ごとに2人以上の指導員配置を満たしている必要があるのか確認してください。
- (4) 指導員配置について、支援の単位あたり2人以上との基準は在籍児童数を基準としたものか、それとも出席児童数を基準としたものか確認してください。
- (5) 土曜日など、出席児童数が少ないことが見込まれる日の指導員配置（基本、加配ともに）の基準はどうなっているのか確認してください（出席見込み児童数にあわせた指導員配置でよいとされているのか、それとも基本配置通りの配置がひつようとされているのかなど）。
- (6) 加配指導員について、前回陳情に対する当局の回答で「出席児童数に対して充足していない日」との表現がありました。加配指導員は対象児童の出欠によって必要な配置人数が変化するのか（欠席が見込まれるときは配置しなくてもよいのか、出席予定だが欠席になった場合は配置しなくてもよいのか）、また、一日における配置時間も対象児童の利用時間に関わらず配置することとされているのか（対象児童が帰宅した後も配置し続ける必要があるのか）

か) 確認してください。

(7) 前回陳情に対する当局の回答によると、指導員配置について当局は、「まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考え」ているとのことです。しかし現実には指導員が不足している日は、配慮を要する児童の安全確保のため基本配置の指導員を割いて配慮を要する児童に指導員を配置しているため、基本配置が不足する結果となっており、当局が把握している配置状況と現実の配置は乖離しています。業務完了報告では基本配置指導員と加配指導員を分けて報告するように要望してください。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

(1) 百舌鳥小学校では校舎の改築工事に先立って埋蔵文化財発掘調査が7月から9月にかけて行われています。工事現場を区切るフェンスが設置されていますが、フェンス下部に隙間があり、ボールが頻繁に入り込んでしまっています。また、指導員の目が届かないところで隙間から子どもが入り込んでしまう可能性もあり非常に危険です。フェンス下部の隙間を塞いでもらうよう要望してください。

(2) 百舌鳥小学校の新校舎は平成32年3月に竣工予定とされており、予定通り完成したとしても引越し作業をする期間が非常に短くなることが想定されます。平成32年度当初からの利用に支障がでないよう、学校・運営事業者・現場ののびのびルーム主任と十分連携し、計画的に行うよう要望してください。

(3) 前回陳情に対する当局の回答では「校舎改築に伴い、のびのびルームとして利用するための共用教室の確保に努め」とのことですが、共用教室は専用教室と一体的に利用できる場所に確保するよう要望してください。また、共用教室の場所については運営事業者・現場ののびのびルーム主任・保護者と事前協議するよう要望してください。

5. 施設の整備・災害対策について

(1) 専用教室の床はタイルカーペットです。毎日、指導員の方々が掃除機をかけてくださっていますが、外から子ども達が頻繁に出入りするため、かなりの土汚れや汗汚れがあり、通常の掃除用具では掃除が困難です。教室は休憩場所も兼ねており、子ども達が寝転んだりすることもあるため、定期的に交換もしくはクリーニングするよう要望してください。

(2) 先日、大阪府北部地震があり、南海トラフ地震の危険性も指摘され続けています。百舌鳥小学校ののびのびルームの専用教室は耐震性に問題がないのか確認してください。

(3) 災害時（特に学校休校時）のルーム休室やお迎えの繰り上げ等の情報が迅速かつ確実に保護者の元に届くように、一斉メールを承認通知段階から徹底することや堺市のホームページ上へ掲載すること等の対応を行うよう要望してください。また、ルーム休室やお迎えの繰り上げ等は各ルームによって対応に差がないはずなので、運営事業者任せにするのではなく、堺市自身が直接行うよう要望してください。

6. 熱中症対策について

- (1) 今年の猛暑は災害級と言われ、愛知県では校外学習中に小学校1年生の児童が熱中症で命を落としました。堺市ののびのびルームでも対策が必須だと思いますが、今年度の対策内容を確認してください。
- (2) 子ども達の体調をよりきめ細かく把握し、熱中症を起こさないようにするため、夏期は指導員を追加配置するよう要望してください。
- (3) 百舌鳥小学校ののびのびルームでは、子ども達の水筒にお茶を補給してくださっていますが、お茶を沸かす設備がポット2台しかなく、また流し台も狭く沸かしたお茶を冷やすスペースもないため、夏期はお茶を作るのが間に合わない時がしばしばあります。お茶を沸かし、冷やすための設備の整備を要望してください。
- (4) 今年のような猛暑では外遊びを制限せざるを得ず、子ども達が相当なストレスを抱えてしまいます。それがもとで不要な揉め事も起きていると聞いています。また、来年度以降も災害級の猛暑が続く可能性も十分あります。夏休み期間中は校舎内の教室を複数開放し、外遊びが出来ない子ども達はその代りに教室で余裕を持って生活・遊びができるように要望してください。

受理年月日 平成30年8月13日

平成30年、第3回市議会(定例会)陳情書綴

平成30年9月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0050

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。